

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 25 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹

## 1 調達概要

- (1) 業務名 中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和 8 年度）  
(2) 業務内容 発注説明書による。  
(3) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日  
(4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
(5) その他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

## 2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限において次の条件を全て満たしている者であること

- ① 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかつた者でないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- ⑦ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧ 令和 07・08 年度に有効な環境省参加資格（「測量・建設コンサルタント等」における「自然環境共生関係コンサルタント業務」競争参加地域：東北）において、入札日までに資格を有する者であること。
- ⑨ 福島県浜通り地区内に本店（本社）又は営業所等の所在がある者。  
※浜通り地区内：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（15 市町村）
- ⑩ 令和 3 年度以降の受注業務（契約中を含む）のうち、ゲルマニウム半導体

測定装置を用いた分析業務に関して元請又は下請含めて1件以上の実績を有する者であること。

- (11) 計量証明の事業の事業区分のうち濃度に係る計量証明の事業を3年以上実施していること。

### 3 発注手続等

- (1) 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館4階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部契約・購買課 梅谷

TEL03-5765-1916 E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

- (2) 発注説明書の入手方法

JESCO ホームページよりダウンロード

[https://www.jesconet.co.jp/bid\\_contract/bid/index\\_consultant.html](https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index_consultant.html)

※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

- (3) 本業務においては、入札説明会を開催しない。

- (4) 競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和7年12月25日(木)から令和8年1月20日(火)まで。

上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日10時から12時及び13時から16時まで。

提出場所 上記(1)と同じ。

提出方法 書面をPDF化し電子メールで提出すること。(提出期限必着)

- (5) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和8年1月30日(金)

通知方法 電子メールで通知する。

- (6) 入札書の提出について

提出期限 令和8年2月26日(木) 16時00分

提出場所 上記(1)と同じ。

提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

(1回目のみ、2回目以降は電子メールを送信後、原本を郵送)。

郵送する場合は、配達の記録が残る方法に限る。

- (7) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年2月27日(金) 10時30分

場 所 上記(1)と同じ。

※立会方式の開札を実施しない。

開札日当日の手順については、入札(見積)者に対する指示書に定めるとおりとする。

### 4 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 免除

- (3) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。

- (4) 契約者の決定方法

①JESCO 契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約

を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

②「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

④調査基準価格を下回った価格をもつて契約する場合は、以下の内容を反映すること。

監督強化の一環として、低入札調査時の確認事項と業務実績の整合性等を確認するために実施する「中間検査」を受けること。

- (5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要（本件は電子契約を推奨する。）
- (7) 詳細は発注説明書による。

# 中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）

(配布資料)

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 1. 「発注説明書」(別紙を含む)          | 7 頁  |
| 2. 「現場説明書」                 | 1 頁  |
| 3. 「入札（見積）者に対する指示書」(別紙を含む) | 20 頁 |
| 4. 「委託契約書（案）」              | 18 頁 |
| 5. 「特記仕様書」(表紙を含む)          | 46 頁 |
| 6. 「共通仕様書」(表紙を含む)          | 17 頁 |
| 7. 「競争参加資格確認申請書」((様式1)を含む) | 2 頁  |

=参考資料=

積算参考資料 1 頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

# 発注説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が発注する中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年12月25日

2 契 約 職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約職取締役 永野 直樹

## 3 調達概要

- (1) 業務名 中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）  
(2) 仕様等 特記仕様書及び共通仕様書による  
(3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日  
(4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(5) その他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

## 4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和8年1月20日）において次の条件を全て満たしている者であること。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- ⑦ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期

間中でないこと。

- ⑧ 令和 07・08 年度に有効な環境省参加資格（「測量・建設コンサルタント等」における「自然環境共生関係コンサルタント業務」競争参加地域：東北）において、入札日までに資格を有する者であること。
- ⑨ 福島県浜通り地区内に本店（本社）又は営業所等の所在がある者。  
※浜通り地区内：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（15 市町村）
- ⑩ 令和 3 年度以降の受注業務（契約中を含む）のうち、ゲルマニウム半導体測定装置を用いた分析業務に関して元請又は下請含めて 1 件以上の実績を有する者であること。
- ⑪ 計量証明の事業の事業区分のうち濃度に係る計量証明の事業を 3 年以上実施していること。

## 5 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 4 階  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部契約・購買課 担当：梅谷  
TEL : 03-5765-1916  
E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

## 6 競争参加資格確認申請書の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 競争参加資格確認申請書の提出

- ① 提出期間：令和 7 年 12 月 25 日（木）から令和 8 年 1 月 20 日（火）まで。  
ただし、土曜日及び日曜日を除く毎日 10 時から 12 時及び 13 時から 16 時。
- ② 提出場所：5 に同じ。
- ③ 提出方法：書面を PDF 化し電子メールで提出すること。（提出期限必着）

- (3) 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。

- (4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和 8 年 1 月 30 日（金）

通知方法 電子メールで通知する。

- (5) その他

- ① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は 5 に同じ。

## 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限：令和 8 年 2 月 3 日（火） 12 時まで。
  - ② 提出場所：5 に同じ。
  - ③ 提出方法：書面は、押印後のものを PDF に変換して電子メールにより提出すること。（提出期限必着）  
※原本は後日提出すること。
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和 8 年 2 月 10 日（火）までに書面により回答する。

## 8 発注説明書に対する質問及び回答

- (1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い、書面（別添「質問・回答書」）により提出すること。
  - ① 提出期間：[競争参加資格に関するもの]  
令和 7 年 12 月 25 日（木）から令和 8 年 1 月 8 日（木）16:00 まで。  
[発注内容に関するもの]  
令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 5 日（木）16:00 まで。
  - ② 提出場所：5 に同じ。
  - ③ 提出方法：書面は PDF に変換して電子メールにより提出すること。（提出期限必着）
- (2) (1) の質問に対する回答は、次のとおりとする。
  - [競争参加資格に関するもの]  
閲覧期間 令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 1 月 20 日（火）  
回答方法 閲覧により回答する。（希望者には電子メール送信）  
回答場所 5 に同じ。
  - [発注内容に関するもの]  
回答日 令和 8 年 2 月 18 日（水）  
回答方法 電子メールにより回答する。  
※競争参加資格を認められた者に対して回答。

## 9 入札書の提出について

- (1) 提出期限 令和 8 年 2 月 26 日（木） 16 時 00 分
- (2) 提出場所 5 に同じ。

- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）  
郵送する場合は、配達の記録が残る方法に限る。
- (4) その他の 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。開札の結果、落札者がないときは、再度入札を行う。

#### 10 開札の立ち会い等について

立会方式の開札を実施しない。

※開札日当日の手順については、入札（見積）者に対する指示書に定めるとおりとする。

#### 11 開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年2月27日（金）10時30分
- (2) 場所 上記5に同じ。

#### 12 入札方法等

- (1) 入札書は、持参または郵送すること。（1回目のみ、2回目以降は電子メールを送信後、原本を郵送）。
- (2) 入札金額については、業務1式あたりの金額を記載すること。
- (3) 入札において予定価格を下回る入札者がいない場合は、最低価格入札者と見積合せを行う。

#### 13 入札保証金 免除

#### 14 契約保証金 免除

#### 15 業務費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにすること。

#### 16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の行った入札並びに別添「入札（見積）者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を契約者としていた場合には契約決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行の時ににおいて指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けているもの、その他4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

## 17 落札者の決定方法

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
- (3) 調査基準価格を下回った場合の措置  
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- (4) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、以下の内容を反映すること。  
監督強化の一環として、低入札調査時の確認事項と業務実績の整合性等を確認するために実施する「中間検査」を受けること。

※ 低入札の基準については下記 URL から確認できます。

<https://www.jesconet.co.jp/content/000004034.pdf>

- (5) 国と当社との委託契約に基づき、当該契約を締結するため、契約締結日は国の令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立した日以降とする。  
また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (6) 帰還困難区域に入域及び作業をする車両については、原子力災害対策特別措置法第26条第2項に基づき一時立入りに関する事前申請を行う必要があることから、当該業務の契約予定者は、契約者決定後に当社から提供する所定の書式に必要な情報を記載の上、令和8年3月5日（木）正午までに電子データにて提出すること。なお、書式に記載する情報は下記のとおり。
- ・全現場作業者所属会社名
  - ・作業者氏名（運転免許証記載字体）
  - ・運転するか否かの区分
  - ・連絡先（携帯電話等）
  - ・立入期間及び立入場所（町名）

- ・車両（メーカー・車名・色・ナンバー）
  - ・スクリーニング場所（詳細は業務担当と要相談）
  - ・通過ゲート及び通過時刻
  - ・契約業務名
- 提出された情報については、帰還困難区域一時立入申請にのみ使用するものとする。

- (7) 業務を行うにあたり、現場での作業に従事する者（以下、「現場作業員」という。）に身分証明書を発行する必要があることから、当該業務の契約予定者は、令和8年3月5日（木）正午までに下記3点を電子データにて提出すること。  
①顔写真入り公的身分証明書の写し（運転免許証を想定。裏面備考欄に記載がある場合は裏面の写しも必要）：PDF形式の画像ファイル  
②顔写真：JPEG形式の画像ファイル  
③名簿：当社から提供する所定のファイルに必要な情報を記載したもの  
提出されたデータについては、身分証明書の発行にのみ使用するものとする。  
期日までに全現場作業員のデータを準備できない場合は、契約日から業務にあたる現場作業員分について先に提出し、未定の現場作業員分は追加提出として対応すること。

※上記(6)及び(7)の提出が間に合わない場合は、(6)を優先させること。

- (8) 現場作業員には契約日から現場作業に従事できるよう下記の教育から検診等を予め行っておくこと。
- ・入所時安全教育（JESCO社員が実施）
  - ・帰還困難区域一時立ち入り申請
  - ・業務開始前一般検診・電離検診受診
  - ・除染等業務特別教育または特定線量下業務特別教育等

18 契約書作成の要否等 要（本件は電子契約を推奨する。）

19 支払条件 完了払い

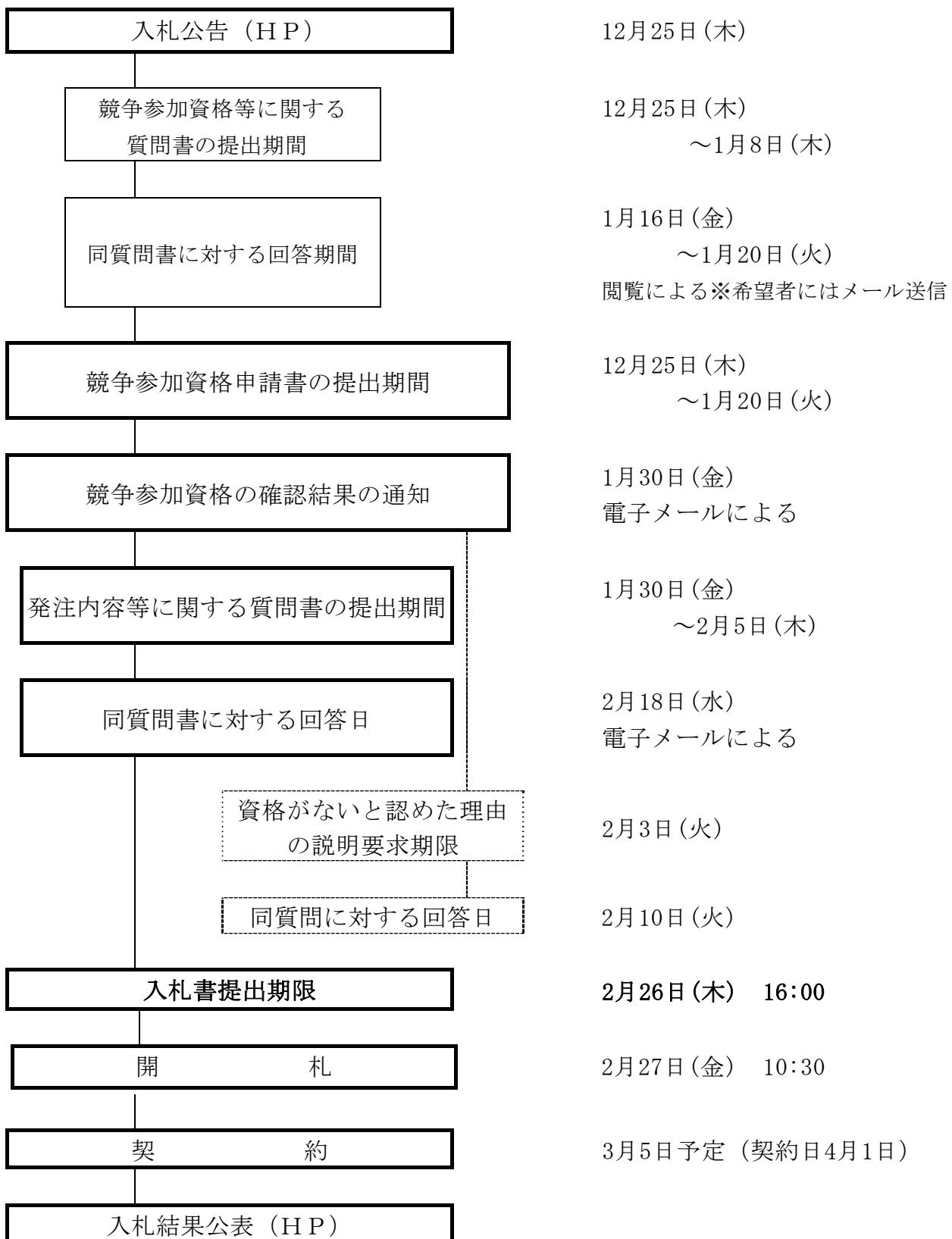
20 別添

- (1) 現場説明書
- (2) 入札（見積）者に対する指示書（質問・回答書を含む）
- (3) 委託契約書（案）
- (4) 特記仕様書
- (5) 共通仕様書
- (6) 競争参加資格確認申請書

## 「発注手続日程（予定）」

別紙

中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）



※期間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10～12 時及び 13～16 時。

※質問がある場合は、提出期限までに質問書を電子メールで送信すること。

## 現 場 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

業務名 中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）

契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

上記業務につき下記のとおり説明する。この説明は、契約仕様書等と同様の効力を有するものとする。

1. 入札（見積）は「入札（見積）者に対する指示書」の定めるところに従って行なう。
2. 質問回答は、別紙「質問・回答書」により行うものとする。

### 【競争参加資格に関するもの】

#### （1）質問書提出期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月8日（木）16：00まで。  
上記期間の毎日10時から12時及び13時から16時まで。以下同じ。

#### （2）提出方法 書面はPDFに変換して電子メールにより提出すること。（提出期限必着）

#### （3）質問書提出場所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部契約・購買課 TEL:03-5765-1916 E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

#### （4）質問書に対する回答閲覧期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月20日（火）

#### （5）回答閲覧場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
※希望者には電子メール送信

### 【発注内容に関するもの】

#### （1）質問書提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月5日（木）16：00まで。

#### （2）提出方法 書面はPDFに変換して電子メールにより提出すること。

#### （3）質問書提出場所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部契約・購買課 TEL:03-5765-1916 E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

#### （4）質問書に対する回答日

令和8年2月18日（水）

#### （5）回答方法 電子メールにより回答。

# 入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

## 一 入札執行上の注意事項

### 第1 入札者の注意事項

※立会方式の開札を実施しない。

入札書、辞退書の提出方法及び期日については、別紙のとおり定める。

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前までに電話及び電子メールの送受信が可能な場所で待機すること。
- 3 入札書は別添様式第3号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、競争参加資格確認申請書により、会社に届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
  - ① 代理人により入札する場合は、別添様式第1号-1の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
  - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第1号-2及び第2号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
  - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
  - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明

記すること。

- ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。  
入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第 11 号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
  - ② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を別紙の方法により電子メールで送信する。  
入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

## 第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

#### 第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

#### 第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1 開札は、別紙の方法により行うものとする。

2 落札者の決定方法

① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③ 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

④ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、以下の内容を反映すること。

監督強化の一環として、低入札調査時の確認事項と業務実績の整合性等を確認するために実施する「中間検査」を受けること。

※ 低入札の基準については下記 URL から確認できます。

<https://www.jesconet.co.jp/content/000004034.pdf>

- 3 前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは直ちに当該入札者にくじに参加させて落札者を決定する。  
くじの参加方法については、別途案内する。
- 4 開札の結果は、電子メールで送信する。
- 5 開札の結果、落札者がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
- 6 前号の再度の入札の結果、落札者がないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

## 二 契約上の注意事項

### 第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後14日以内に契約金額内訳書を提出すること。
- 4 別添様式第6号の着手届及び別添様式第4号の管理技術者届をそれぞれ提出すること。
- 5 業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第5号の再委任等承諾申請書を提出すること。

### 第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

### 第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、別添様式第7号の完了届を提出するものとする。
- 2 目的物が完成し、会社の検査に合格したときは、別添様式第8号の引渡書を提出すること。
- 3 完了代金は、別添様式第9号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

## 三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。
- 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはできない。

(様式第1号-1)

## 委任状

私は、(会社名)、所属部課名、  
氏名)を代理人と定め、次の権限を委任します。

業務名

委任事項 入札(見積)に関する事。

代理人 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住所

会社名

代表者 印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号-2)

## 委任状

私は、(支社名\_\_\_\_\_、所属部課名\_\_\_\_\_、  
氏名\_\_\_\_\_)を代理人と定め、次の権限を委任します。

業務名\_\_\_\_\_

- 委任事項 一 入札(見積)に関すること。  
二 復代理人を選任すること。  
三 委託契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。  
四 諸願届等に関すること。

住所\_\_\_\_\_

会社名\_\_\_\_\_

代理人\_\_\_\_\_

印\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住所\_\_\_\_\_

会社名\_\_\_\_\_

代表者\_\_\_\_\_

印\_\_\_\_\_

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(復代理人用)

## 委任状

私は、(支社名\_\_\_\_\_、所属部課名\_\_\_\_\_、  
氏名\_\_\_\_\_)を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業務名\_\_\_\_\_

委任事項 入札(見積)に関すること。

復代理人 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住所

会社名

代理人 印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

## 入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

### 業務名

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名  
代理人又は復代理人氏名 印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

(注) 送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。  
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

## 入札（見積）書封かん例

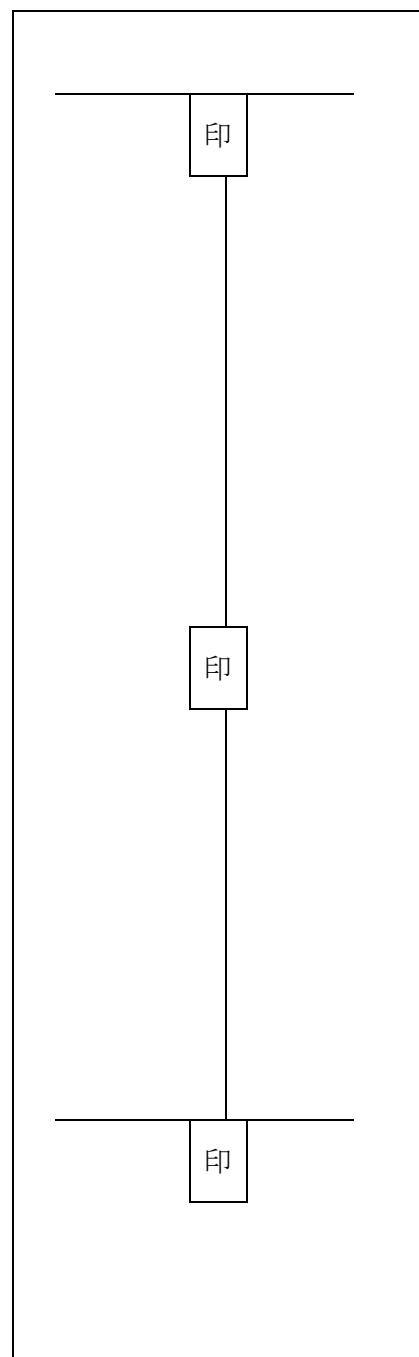
(表面)

中 間 契貯 約藏 職・ 取環 締境 役安 全 事 殿業 株式 会社	令 和 年 月 日	業務 名 入 札 （ 見 積 ） 書
--	-----------------------	--

入札者の名称

社名等

(裏面)



※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 管理技術者届

業務名

標記の業務について、(氏名 \_\_\_\_\_)を管理技術者として、選任いたし  
ますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

担当者等連絡先(※本事項の記載により代表印省略可)

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式第4号-1)

## 経歴書

氏名

生年月日

最終学歴

資格及び取得年月日

職歴

業務歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏名

(様式第5号)

## 再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名 :
- 2 契約金額 :
- 3 再委任等を行う業務の範囲 :
- 4 再委任等を行う業務に係る経費 :
- 5 再委任等を必要とする理由 :
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所 :
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など） :

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式第6号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 着 手 届

業務名

標記の業務について、令和 年 月 日着手しますので、

お届けします。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 完 了 届

業務名

標記の業務について、令和 年 月 日（一部）完了し  
ましたので、お届けします。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式第8号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 引 渡 書

業務名 \_\_\_\_\_

一部完了  
標記業務について、令和 年 月 日に 檢査に合格いたしましたので、これを  
完了 お引き渡し致します。

担当者等連絡先 (※本事項の記載により代表印省略可)  
部署名:  
責任者名:  
担当者名:  
T E L:  
F A X:  
E-mail:

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

所 在 地 印  
商号又は名称  
代 表 者 名  
適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号 [有] (T )  
(登録済の場合はTで始まる登録番号を記載) [無]  
(無しの場合は[有]に取り消し線を記載)

## 代金支払請求書

業務名

上記の業務については、令和 年 月 日に完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 円  
(内消費税額10% : 円)

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関

支店名

預 金 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

## 開札立会申込書

業務名					
開札日時	令和 年 月 日 時 分				
開札場所	東京都港区芝1-7-17住友不動産芝ビル3号館 中間貯蔵・環境安全事業(株)				
会社名 及び 代表者名					
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL				

※注 郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。  
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出  
提出期限 令和 年 月 日 ( ) 時  
提出場所 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館 4階  
中間貯蔵・環境安全事業(株) 管理部 契約・購買課  
FAX 03-5765-1939 電話 03-5765-1916  
提出方法 持参、郵送又はFAX

(様式第11号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

## 入札（見積）辞退書

業務名

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

## 質問・回答書

1. 質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。
  2. 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

## 開札手順

### ■入札書提出期限まで

入札参加者	JESCO
開札日当日の待機者の連絡先を提出（メール） (電話番号、メールアドレス)	

### ■開札日当日

開札（1回目）

入札参加者	JESCO
開札時間	※待機すること。（開札～結果通知まで） 1回目開札結果のメールを送信 1回目不落の場合は再度入札の時間をメールで送信する

再度の入札を行う場合（2回目以降開札）

入札参加者	JESCO
開札 10 分前	2回目以降の入札書又は辞退書（押印済み PDF）のメールを送信 ※待機すること
2回目以降開札時間	※待機すること（開札～結果通知まで） 2回目以降の開札結果をメールで送信

注 1：落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、別途連絡する。

注 2：辞退する場合は、期限までに辞退する旨のメールを送信すること（その場合は辞退書を添付）。

注 3：PDF で送信した入札書及び辞退書の原本は、後日郵送すること。

注 4：メール送付先 E-mail: keiyaku-1@jesconet.co.jp

## 委託契約書（案）

1 委託業務の名称 中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）

2 履行期間 令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで

3 業務委託料

（うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額）

4 支払方法 完了払

5 契約保証金 免除

6 調停人 なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 住 所 東京都港区芝一丁目7番17号  
氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
契約職取締役 永野 直樹 印

受注者 住 所  
氏 名 印

## (総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第55条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 削除

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ  
てはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第  
三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あ  
らかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2  
項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭  
和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）  
に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条  
までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものと  
する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を  
受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に  
受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的  
の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成  
果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変  
することができる。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとし  
ないとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、  
第1条第5項の規定にかかるわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第  
1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12  
条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、  
別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主た  
る部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三  
者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらか  
じめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定し  
た軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名  
称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (調査社員)

第9条 発注者は、調査社員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査社員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査社員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
  - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
  - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査社員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの調査社員の有する権限の内容を、調査社員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査社員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査社員を経由して行うものとする。この場合においては、調査社員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

#### (管理技術者)

第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

#### (照査技術者)

第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第14条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査社員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査社員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
  - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責

めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務に係る受注者の提案)

- 第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
  - 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

#### (適正な履行期間の設定)

- 第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (受注者の請求による履行期間の延長)

- 第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

- 第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあ

っては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （業務委託料の変更方法等）

第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### （臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### （一般的損害）

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### （第三者に及ぼした損害）

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### （不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第50条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

##### 一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

##### 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条又は第28条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた月の翌月末までに業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者

に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 削除

(保証契約の変更)

第36条 削除

(前払金の使用等)

第37条 削除

(部分払)

第37条の2 削除

(部分引渡し)

第38条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### (前払金等の不払に対する業務中止)

- 第40条 受注者は、発注者が第38条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

- 第41条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (発注者の任意解除権)

- 第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - 三 管理技術者を配置しなかったとき。
  - 四 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - 三 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 八 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 九 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
    - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
    - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第49条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の

額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第38条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
  - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第42条、第46条又は第47条によるときは発注者が負担する。
  - 二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### （発注者の損害賠償請求等）

- 第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第43条又は第44条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第

- 6 項において「契約不適合責任期間」という。) の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (保険)

第54条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

#### (紛争の解決)

- 第55条 この契約の各条項において発注者と受注者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、発注者受注者双方の同意により選任した調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者で協議して特別の定めをしたものと除き、発注者と受注者のそれぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者の間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

第56条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

第57条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変

更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものもいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### (契約外の事項)

第58条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務  
(令和 8 年度)

特記仕様書

令和 8 年 4 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

## 1. 業務名

中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）

## 2. 業務の目的

本業務は、中間貯蔵施設区域内及びその周辺環境から採取された水、粉じん又は土壤等、また、技術実証フィールド等において、調査研究等に用いる土壤、水、溶融スラグ、及び焼却灰等を対象として、JESCO が実施する放射能、重金属類等の濃度分析、含水比等の土質試験を分析施設（向畠、技術実証フィールド、技術実証施設（双葉））において支援するものである。

また、分析業務に伴い発生する廃棄物の処理、機器の点検及び施設の周辺環境のモニタリング・作業環境測定などの分析に付帯する業務並びに上記業務等に必要な試料採取や運搬のほか、分析施設の使用機器等の維持管理を行うものである。さらに分析業務等に伴う報告書作成及びその管理を行うものである。

## 3. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 4. 業務場所

### (1) 分析等

①分析施設（向畠）及びその周辺

福島県双葉郡大熊町大字小入野字東大和久

②技術実証フィールド及びその周辺

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原

③技術実証施設（双葉）及びその周辺

福島県双葉郡双葉町大字細谷字大森

### (2) 試料等の運搬

中間貯蔵施設区域内

## 5. 勤務場所及び施設の利用

(1) 担当技術者の勤務場所は下記のとおりとし、分析施設等は業務期間中、無償で使用できることとする。中間貯蔵施設区域内の①～③の使用時間は原則、9:00～16:30とする。

① 分析施設（向畠）：福島県双葉郡大熊町大字小入野字東大和久

② 技術実証フィールドの分析施設（以下、「分析施設（技術実証）」という。）：福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原

③ 技術実証施設（双葉）：福島県双葉郡双葉町大字細谷字大森

- (2) 受託者は、(1)に示す委託者施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 受託者は、故意又は重大な過失により委託者施設等を損傷又は滅失したときは、委託者の指定する期間までに代品を納め又は現状に復し若しくは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は委託者と受託者で協議して定めるものとする。
- (4) 現地事務所の賃貸料、光熱費、電気・排水工事、冷暖房器具、通信費、維持管理費は、受託者の負担とする。

## 6. 業務内容と実施体制

受託者は、(1)及び(2)の業務内容を実施するにあたり、表1の「分析想定数量」を参考に、業務量の繁閑に対して品質を確保しつつ柔軟に対応し、業務量の急な増加に対応可能な体制を構築すること。ただし、12試料を同時に分析できる体制であることとし、体制を変更する必要がある場合は別途、協議とする。なお、業務の繁閑に応じて委託者と協議の上、業務に支障のない範囲で配置人数は調整できることとする。

### (1) 分析施設（向畠）における業務

※分析施設の使用時間は9:00～16:30とする。

- ① 放射能濃度の測定・分析等
- ② 分析施設等の維持管理
- ③ 試料等の運搬
- ④ 試料の管理等

### (2) 分析施設（技術実証）及びその周辺、技術実証施設（双葉）及びその周辺における業務

※分析施設の使用時間は9:00～16:30とする。

- ① 試料台帳の作成支援
- ② 試料の受領及び返却（分析施設間の試料等の運搬を含む）
- ③ 試料の前処理
- ④ 放射能濃度の測定・分析等
- ⑤ 化学分析
- ⑥ 機器分析
- ⑦ 土質試験
- ⑧ 放射線管理
- ⑨ 分析に伴って発生する廃棄物の処理
- ⑩ 分析に伴って発生する排水の管理
- ⑪ 分析機器等の維持管理
- ⑫ 環境モニタリング
- ⑬ 作業環境測定
- ⑭ 委託者が行う調査研究活動のための現場業務の支援

⑯ 分析・試験報告書の作成・管理

(3) 委託者施設での勤務日

委託者施設での担当技術者の勤務日については、委託者の指示による場合を除き、原則、年末年始（12月29日から翌年1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、月曜日から金曜日までとし、土日祝日に勤務が必要な場合は、調査社員と協議すること。

(4) 業務実施に関する事項

本業務が対象とする範囲は、人件費、分析機器費、消耗品費、業務に使用する業務用車両費用等とする。

人件費：技術者の内業・外業に伴う人件費。

分析機器費：委託者が準備する機器を除き、業務に必要な分析機器は受託者が用意すること。

消耗品費：委託者が準備する消耗品を除き、業務に必要な消耗品は受託者が用意すること。分析等に使用する消耗品費はその他原価に含まれるため、消耗品の増減による変更契約は行わない事とする。

業務用車両費用：業務に必要な車両は受託者が用意すること。

## 7. 技術者等の配置

本業務の履行にあたっては、以下に示す技術者等を配置すること。

(1) 技術者等の業務

管理技術者の業務 ····· 契約の履行に関する業務の管理及び統括

主任技術者の業務 ····· 業務履行の技術上の管理、業務計画の策定、各分析施設の安全管理、依頼分析の進捗・スケジュール管理、運営管理、及び調査社員との進捗打合せ

放射線管理責任者の業務 ··· 分析室棟内等の放射線管理、管理区域への立入許可、立入者の教育、事故由来廃棄物等処分業務に係る作業計画書・作業届の策定

担当技術者の業務 ····· 試料の測定・分析、分析機器の管理、分析・試験報告書の作成・管理

照査技術者の業務 ····· 業務計画書の照査、成果物の技術的照査

作業補助者の業務 ····· 分析等に係る補助作業、試料等の運搬

(2) 技術者等の要件

① 管理技術者と主任技術者、照査技術者については、以下のいずれかの要件を満たすものであること。また、管理技術者、主任技術者又は照査技術者のいずれかが環境計量士（濃度関係）の資格を有するものであること。なお、主任技術者は特別な事情が

ない限り分析施設（技術実証）又は技術実証施設（双葉）に常駐していることを基本とし、不在の場合は代理を立てること。

ア. 技術士（化学、建設、衛生工学、応用理学、環境、原子力・放射線）の資格、または環境計量士（濃度関係）の資格を有する技術者

イ. 理学、工学、農学、土木又は医学及び薬学系大学、又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、10年以上分析測定に関する実務経験を有する技術者又はこれらに類似する技術上の実務経験を有する技術者

② 放射線管理責任者は、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

ア. 第1種放射線取扱主任者の資格を有し、放射能の測定に関する実務経験を3年以上有する技術者

イ. 第2種放射線取扱主任者の資格を有し、放射能の測定に関する実務経験を5年以上有する技術者

#### （3）担当技術者の要件

① 分析施設（向畠）における担当技術者は、放射能の測定・分析の専門知識を有し、ゲルマニウム半導体検出器を用いた測定・分析に関する実務経験を4年以上有する者であること。

② 分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉）における担当技術者は、放射能分析、化学分析、機器分析、土質試験それぞれについて、以下の要件を満たすものであること。また、化学分析・機器分析担当技術者には、1名以上の環境計量士（濃度関係）又はそれと同等の能力を有する者で化学分析業務の実務経験を4年以上有する者を配置すること。

ア. 放射能分析担当技術者

放射能の測定・分析に関する実務経験を4年以上有すること。

イ. 化学分析担当技術者

化学分析に関する経験を4年以上有すること。

ウ. 機器分析担当技術者

機器分析に関する経験を4年以上有すること。

エ. 土質試験担当技術者

受入・分別処理された除去土壤等の調査・研究業務に関連する土質試験の実務経験を4年以上有し、8,000Bq/kg超の放射性セシウムを含む土壤等の試験に関する経験を有すること。

③ 作業補助者は、受託者において化学分析、機器分析、放射能の測定、土質試験のいずれかの基礎知識・技能を有する（例として一般社団法人日本環境分析測定協会が主催する分析実務研修会などに参加した者）と認められる者で、実務経験を2年以上有する者を配置すること。

#### （4）教育訓練・リスクアセスメント

① 受託者は、作業従事者に業務で必要な教育訓練を定期的に実施し、その記録を保管

する。教育訓練は、放射線や化学物質に関する安全教育の他、当受託業務に関する分析項目の技能向上を目的としたものとする。

- ② 受託者は、作業に対して労安法に定められたリスクアセスメントを実施し、作業従事者と情報を共有する。作業は測定・分析業務の他、試料の採取、運搬、設備の維持管理等を含む。

## 8. 打ち合わせ

打ち合わせは、中間貯蔵管理センター（いわき市）において、業務着手時、業務実施中、業務完了時（完了検査前に表10の提出物の確認）に行うことを想定する。

業務着手時には業務計画書の協議・決定を行うこと、業務完了時には業務内容の説明を受けることとしているので、主任技術者等責任ある対応ができるものが出席すること。

また、調査社員の指示に基づき、原則として毎週火曜日の午後に開催する分析打合せに主任技術者が出席すること。出席できない場合は、調査社員の承諾を得て代行者が出することも可とする。

## 9. 共通仕様書の適用

本業務は、本特記仕様書による他、「中間貯蔵に係る調査設計業務共通仕様書（第5.1版）」（令和8年4月）に基づき実施すること。共通仕様書と特記仕様書に不整合がある場合は、特記仕様書を優先することとする。

## 10. 中間貯蔵施設区域内における分析施設の機能

区域内にある3分析施設を一体的に運営することにより、放射性試料の移動を抑制しつつ効率的に分析を行う。

### （1）分析施設（向畠）

中間貯蔵施設区域内の向畠ゲート近傍に位置し、ゲルマニウム半導体検出器2基を設置し、主として中間貯蔵施設及びその周辺環境から採取された水、粉じん又は土壌等について放射能濃度（セシウム134と137の合計。以下単に「放射能濃度」という。）等の測定・分析を行う。

分析施設（向畠）の位置と外観分析施設（向畠）レイアウト等は、添付資料-1及び添付資料-2を参照すること。

### （2）分析施設（技術実証）

技術実証等が行われるヤードに隣接して設置されており、除去土壌等の再生利用に関する幅広い分析ニーズに対応できるよう、放射能及び化学分析装置等並びに土質試験装置を設置している。共同研究等の技術実証フィールドで実施する調査研究に必要な分析を中心に行う。

レイアウト等は、添付資料-3を参照すること。

分析施設（技術実証）は2階建て（延べ面積803m<sup>2</sup>）であり、分析に関連した区画と事務室等から構成されている。

放射能濃度が 8,000Bq/kg 超の試料を扱う室は 1 階に集中して配置し、放射線管理区域としている。また比較的大量の試料を用いることのできる土質試験室や分析試料を受け入れるためのスペースについても 1 階に設けている。2 階には原則 8,000Bq/kg 以下で少量の試料を扱う分析室のほか、受託者が利用できる事務室及び共同研究者等が試験データ整理等に用いることができる事業者ブースを設けている。

放射線管理区域の空調は、放射能濃度測定室を正圧とし、放射能濃度測定室は外部からの放射能汚染を防ぐ構造としている。

### (3) 技術実証施設（双葉）

高周波誘導プラズマ発光分光分析装置（ICP-OES）を用いて土壤等の溶出試験や含有量試験等で作製した検液中の重金属等の迅速な分析を中心に行う。

レイアウト等は添付資料－4 を参照すること。技術実証施設（双葉）は平屋（面積 122 m<sup>2</sup>）の建物であり、分析に関連した区画と事務室等の区画から構成されている。

分析に関連した区画には入域時防護具装着室、スクリーニング室（=退域時防護具脱衣室）、前室、前処理室及び試験・分析室を設けている。放射能濃度が 8,000Bq/kg 超の試料を扱う際には、入域時防護具装着室を除き放射線管理区域内で試験を行う。

### (4) 分析機器

委託者が分析施設（向畠）に設置する分析機器は添付資料－5、分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉）に設置する分析機器は添付資料－6 のとおりである。

## 1 1. 業務内容の詳細

### (1) 分析施設（向畠）における業務

本業務は、中間貯蔵施設区域内及びその周辺環境から採取された水、粉じん又は土壤等について、分析施設において委託者が設置するゲルマニウム半導体検出器等（添付資料－5）を使用して放射能濃度等の測定・分析を行うとともに、測定機器等の装置、什器及び建物を含む分析施設の総体並びに敷地内の維持管理を行う。

測定・分析は、環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版）」及び、文部科学省「放射能測定法シリーズ」並びに原子力規制庁「ゲルマニウム半導体検出器による γ 線スペクトロメトリー」に準拠して実施するものとする。

#### ① 放射能濃度の測定・分析等

##### ア. 水の放射能濃度の測定・分析

下記の i ~ iv について、持ち込まれた水の放射能濃度を、ゲルマニウム半導体検出器を用いた γ 線スペクトル分析により測定する。なお、測定にあたりろ過を伴う場合は、0.45 μm のフィルターを用いてろ過を行う。

###### i. 保管場の地下水

###### ii. 土壤貯蔵施設の浸出水

iii. 土壌貯蔵施設の地下水等

iv. 中間貯蔵施設区域内の河川水等

イ. 粉じんの放射能濃度の測定・分析

下記の i、iiについて、持ち込まれたろ紙（大気中の粉じんを捕捉したもの）の放射能濃度をゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトル分析により測定し、大気中の粉じんの放射能濃度を測定する。

i. ローボリュームサンプラーを使用して採取された粉じん

ii. ハイボリュームサンプラーを使用して採取された粉じん

ウ. 土壌の放射能濃度等の測定・分析

下記の i～iiについて、持ち込まれた土壤について、放射能濃度をゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトル分析により測定する。また、必要に応じ含水率を測定し、放射能濃度の乾土換算を行う。

i. 中間貯蔵施設区域内の河川の底質

ii. 中間貯蔵施設区域内の土壤

エ. 上記ア～ウのほか、下記についても調査社員指示の都度、実施する。

i. 定期的な測定の他、異常値確認や追加確認が必要な場合等に測定する試料また、分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉）と相互連携を図り、定期点検等により測定が滞る等した場合、測定対象物を技術実証フィールドより持込み、測定を行うことも想定する。

オ. バックグラウンドの測定

ゲルマニウム半導体検出器の測定環境の確認や、鉛遮へい体内部の汚染を確認するため、1回／週の頻度でバックグラウンドの測定を行う。

カ. 測定容器の取り扱い

放射能濃度測定・分析に使用する、マリネリ容器、U8容器及び前処理や測定・分析に必要な消耗品等（養生袋、ポリ容器等）は受託者の負担で必要数を準備する。

また、各容器を使用する時は、マリネリ容器は繰り返し使用するので容器の汚染防止のためビニール等で養生し、U8容器は使い捨てとするが検出器の汚染防止のため、容器の外側をビニール等で養生し使用する。

キ. 試料の受付・結果の報告

試料の受付は所定の受付票で行い、測定する際に必要な情報の確認を行うとともに、検体毎に識別番号等を付番し取り違え等が無いよう管理する。また、測定・分析の結果については、所定様式に必要な資料を添え報告する。また、それらの測定・分析結果については電子メールにて調査社員に報告する。

ク. その他

安全かつ効率良く測定が出来るよう、検体に応じて測定時間の決定や、前処理等を行うこと。また、異常値等が出た場合には速やかに調査社員に報告するとともに原因を考察し、測定値の健全性や測定条件の確認を行うなどして、再測定の

必要性について調査社員の判断を求める。

また、試料等の運搬のために、測定及び前処理並びに試料の持込みの受付が滞ることが無いよう、作業員を配置する。

## ② 分析施設（向畠）の維持管理

- ア. 測定・分析用機器の精度維持のため、機器の測定開始時は使用前確認を行うとともに、測定・分析用機器が正常に動作しているかについて定期的に確認し記録を作成し保存する。
- イ. 分析施設の建物について、野生獣や経年劣化、台風等による破損や異常がないか確認し、異常があれば速やかに調査社員に報告する。
- ウ. 業務の実施にあたり支給品を含む資機材、機器、設備等の管理を適正に行う。
- エ. 分析施設内は適宜清掃や整理整頓を行うとともに、放射線量の測定並びに床面等分析施設内の汚染確認を定期的に行い、汚染の拡大防止や作業員の被ばく低減に努める。
- オ. 分析施設には水道設備及びトイレが整備されていない。受託者は、分析用水や器具洗浄用の精製水等の準備並びに仮設トイレの準備及び汲み取り等の管理を行う。

## ③ 試料等の運搬

- ① の放射能濃度の測定・分析等を行う試料等のうち、土壤貯蔵施設と分析施設（向畠）の間で試料の運搬を行う。なお、分析施設（向畠）と分析施設（技術実証）間で試料分析の相互支援を行う場合に運搬が生じる場合がある。  
(大熊及び双葉工区内の土壤貯蔵施設において、調査社員の指示するところにより8箇所／回、隔月で年6回、採取の頻度により回数の変動もある。)

## ④ 試料の管理等

- ア. 試料は、原則として採取元（持込み者）へ返却する。ただし、地下水等の水試料はポリ容器等に貯め、調査社員の指示する処理施設（大熊及び双葉工区内）へ持ち込み廃棄する。
  - イ. 測定・分析結果を調査社員に報告し、承認を受けるまではその試料を保管し、指示がある場合は再測定・分析を行うこと。なお、測定・分析結果が承認された場合、調査社員の指示により検体を適切に処分もしくは依頼者に返却とする。
  - ウ. 測定・分析機器の日常的な確認に用いる放射線源については、遮へい及び施錠可能な保管庫に確実に保管する。また、使用の前後には状態と員数の確認を行う。
- (2) 分析施設（技術実証）及びその周辺、技術実証施設（双葉）及びその周辺における業務
- 分析施設（技術実証）及びその周辺、技術実証施設（双葉）及びその周辺において、

調査研究等で分析が必要な土壌、水、溶融スラグ、及び焼却灰等の試料を受入れ、放射能測定、化学分析、土質試験、測定機器等の維持管理及び敷地境界の騒音、振動及び集じん設備排気口の放射能濃度の測定などの環境モニタリング並びに委託者が実施する調査研究等の支援を行う。

なお、技術実証フィールド及び技術実証施設（双葉）への入場に際しては委託者に対し利用者名簿記録用紙を提出し、受け付け後利用する。また、退場する際は、利用者名簿記録用紙に記入し退場する。

測定・分析の項目及び分析方法は表1のとおりとする。分析結果、試験結果については、所定様式に必要な資料（野帳等）を添え報告する。また、それらの分析結果、試験結果については電子メールにて調査社員に報告する。なお、報告書は依頼から概ね1か月以内に提出し、遅れる場合は分析速報値として分析が終わったものから報告すること。添付資料-6に記載する分析機器、水、電気については委託者が無償で準備するが、それ以外の消耗品、材料、分析に用いる高圧ガス、サンプリング道具、また、放射線スクリーニング等における測定機器、通信回線等は受託者が準備する。

本業務で使用する放射線測定器等（NaIシンチレーション式サーベイメータ、GM管式サーベイメータ、電子式個人線量計、高流量ダストサンプラ、粉じん計、電離箱式サーベイメータ）については、機器の一覧（機器名、校正日、校正実施者、次回校正予定等）と校正証明書（写し）を業務計画書に含めて提出すること。なお、業務期間中に校正を行った機器については速やかに、その一覧と校正証明書（写し）を提出すること。

分析施設（技術実証）の放射能濃度測定室は外部からの放射能汚染を防ぐため、空調の電源は常に入れておき、温度（22～24°C）、湿度（60%以下）の管理を実施すること。なお、管理区域に設定している各室の空調ドレン水はポリタンク等で受け、放射能濃度測定を実施して汚染が無いことを確認して廃棄すること。機器の放射能汚染を防止する観点から、土質試験室・放射能濃度測定室専用の履物を使用すること。また、土質試験室と放射能濃度測定室の前に粘着マットを設置し、定期的に交換するとともに汚れた場合、速やかに交換すること。

技術実証施設（双葉）の分析機器の保守のため空調の電源は常に入れておき、温度（22～24°C）、湿度（60%以下）の管理を実施するとともに、放射線管理区域を設定しその区画は負圧管理する。

いずれの施設とも放射線管理区域には安全対策のための緊急シャワー及び洗顔設備を設けているので緊急時に適切に機能するよう日頃より適正な管理に努めること。また、エアシャワー設備についても適正な管理に努めること。

委託者が設置する局所排気装置（ドラフトチャンバー）3台の月次自主点検及び定期自主検査を実施すること（水質汚濁防止法、労働安全衛生法に準拠）。また、ヒュームフード3台の月次自主点検を実施すること。

分析において異常値等が出た場合には速やかに調査社員に報告するとともに原因を考察し、測定値の健全性や測定条件の確認を行うなどして、再測定の必要性について調査社員の判断をもとめる。

分析想定数量は表1のとおりである。

表1 分析施設で実施する分析項目、分析方法、分析施設及び試料数（想定）

項目	分析方法	試料数	
		向烟	分析施設(技術実証)・技術実証施設(双葉)
1. 放射能濃度			
1 固体試料	環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン 平成25年 原子力規制庁ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー準拠	311	14
2 液体試料	環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン 平成25年 原子力規制庁ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー準拠	2,621	608
2. 化学分析			
1 pH	JIS K 0102-1 : 2021, JGS 0211	12	605
2 電気伝導率(EC)	JIS K 0102-1 : 2021, JGS 0212	396	403
3 塩化物イオン濃度	JIS K 0102-2 : 2022, JGS 0241	384	136
4 濃度	JIS K 0102-1 : 2021		236
5 SS	環告第59号：昭和46年	90	212
6 DO	JIS K 0102-1 : 2021		1
7 DS	JIS K 0102-1 : 2021		1
8 ORP	底質調査方法：平成24年		1
9 COD	JIS K 0102-1 : 2021		477
10 BOD、BOD(ATU)	JIS K 0102-1 : 2021		106
11 比重	容積及び重量計測による計算		1
12 溶出操作 (固体試料から検液を調製する操作：純水で溶出する溶出試験(溶),希塗酸溶液で溶出する含有試験(含)),酢酸アミニウム溶液による交換性塩基試験(交)	廃棄物(飛灰等)：環告第13号：昭和48年(溶) 土壤：平成3年 環告第46号(溶)又は、平成15年環告第18号準用(溶) 平成15年 環告第19号(含) 土壤環境分析法(日本土壤肥料学会監修)の交換性塩基の測定法(交) スラグ：JIS K0058-1 : 2005(溶), JIS K0058-2 : 2005(含)		80
13 水銀又は水銀化合物	環告第59号：昭和46年, 固体試料の溶出試験・含有試験は、環告第13号など⑩の溶出操作を採り、検液を分析に供する(以下⑩水質成分 ほう素まで、同じ)		194
14 カドミウム又はその化合物	JIS K 0102-3 : 2022		274
15 鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 : 2022		393
16 六価クロム化合物	JIS K 0102-3 : 2022		246
17 硼素又はその化合物	JIS K 0102-3 : 2022		365
18 カルシウム	JIS K 0102-3 : 2022		76
19 ナトリウム	JIS K 0102-3 : 2022		76
20 カリウム	JIS K 0102-3 : 2022		28
21 マンガン	JIS K 0102-3 : 2022		28
22 硫酸イオン	JIS K 0102-2 : 2022		28
23 セシウム	原子吸光法		28
24 マグネシウム	JIS K 0102-3 : 2022		28
25 セレン	JIS K 0102-3 : 2022		194
26 銅	JIS K 0102-3 : 2022		28
27 亜鉛	JIS K 0102-3 : 2022		28
28 鉄	JIS K 0102-3 : 2022		94
29 アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	環告第64号：昭和49年		1,068
30 クロム又はその化合物	JIS K 0102-3 : 2022		1
31 ストロンチウム	原子吸光法		28
32 ほう素	JIS K 0102-3 : 2022		194
33 ルビジウム	酸分解後、原子吸光法又はICP発光分析法		28
34 フッ素	JIS K 0102-2 : 2022		365
1 水銀又は水銀化合物	底質調査方法：平成24年		1
2 カドミウム又はその化合物	底質調査方法：平成24年		1
3 鉛又はその化合物	底質調査方法：平成24年		1
4 六価クロム化合物	底質調査方法：平成24年		1
5 硼素又はその化合物	底質調査方法：平成24年		1
6 カルシウム	JIS K 0102-3 : 2022準用		1
7 ナトリウム	JIS K 0102-3 : 2022準用		1
8 カリウム	JIS K 0102-3 : 2022準用		1
9 マンガン	底質調査方法：平成24年		1
10 セシウム	原子吸光法		14
11 マグネシウム	JIS K 0102-3 : 2022準用		1
12 セレン	底質調査方法：平成24年		1
13 銅	底質調査方法：平成24年		1
14 亜鉛	底質調査方法：平成24年		1
15 鉄	底質調査方法：平成24年		1
16 クロム又はその化合物	底質調査方法：平成24年 8月8日 環水大水発120725002号)		1
17 ストロンチウム	原子吸光法		1
18 X線回折	X線回折法		14
19 蛍光X線	蛍光X線法		14
20 ほう素	JIS K 0102-3 : 2022準用		1
21 フッ素	JIS K 0102-2 : 2022		1
22 熟じやく試験又は強熱減量	昭和52年 環保95号又はJIS R 5202:2015 セメントの化学分析に準ずる		1
3. 土質試験			
1 土の含水比試験	JIS A 1203 : 2020 土の含水比試験方法に準ずる。		141
2 土粒子の密度試験	JIS A 1202 : 2020 土粒子の密度試験方法に準ずる。		141
3 土の粒度試験	JIS A 1204 : 2020 土の粒度試験方法に準ずる。		90
4 土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205 : 2020 土の液性限界・塑性限界試験方法に準ずる。		51
5 土の強熱減量試験	JIS A 1226 : 2020 土の強熱減量試験方法に準ずる。		92
6 土の強熱減量試験(400℃×2hr)	JIS A 1226 : 2020 土の強熱減量試験方法に準ずる。		78
7 突固めによる土の縮固め試験	JIS A 1210 : 2020 突固めによる土の縮固め試験方法に準ずる。		50
8 緩固めた土のコーン指數試験	JIS A 1228 : 2020 緩固めた土のコーン指數試験方法に準ずる。		71
9 CBR試験	JIS A 1211 : 2020 CBR試験方法に準ずる。ただし、供試体作製・養生条件に関しては、目的に応じて各機関(NEXCO等)の基準を適用することもできる。		50
10 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216 : 2020 土の一軸圧縮試験方法に準ずる。		36
11 変水位透水試験	JIS A 1218 : 2020 土の透水試験方法にある変水位透水試験に準ずる。		10
12 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 : 2014 骨材のふるい分け試験方法に準ずる。		1
13 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 及び JIS A 1110 粗骨材、細骨材の密度及び吸水率試験方法		1
		小計	3,814 7,546
		合計	11,360

業務実施に当たっての委託者と受託者の役割分担は表2の枠組みのとおりとし、詳細については以下に示す。

表2 技術実証フィールド及び技術実証施設(双葉)における分析業務委託の関係者の役割分担と業務内容

項目			委託者 センター等	受 託 者 現地	内容
試 料	管理台帳	作成	<input type="radio"/>		試料管理台帳を作成、追加測定項目数量の連絡
		記入		<input type="radio"/>	委託者からの連絡による管理台帳への追加測定項目の追記 分析依頼者等と調整を行い受領予定期、受領日、返却日、試料管理番号等を記入
		管理	<input type="radio"/>		分析依頼者からの問い合わせに応じ、必要に応じて管理台帳の記入状況をチェック
	受領			<input type="radio"/>	分析依頼者等と試料の状況を確認し、受け渡し場所日時の調整を行い試料を受領 受領試料の表面線量測定により、放射能濃度を算出
				<input type="radio"/>	分析依頼者等への報告書提出に併せ試料を返却 分析依頼者等と受け渡し場所日時の調整を行い試料を返却
	返却			<input type="radio"/>	
試 験 ・ 分 析	実施			<input type="radio"/>	各種分析・試験の実施
	書 告 書 告	作成		<input type="radio"/>	各種分析・試験の実施により得られた結果により報告書を作成
		管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	報告書内容の確認
		承認		<input type="radio"/>	報告書内容の承認
放 射 線 測 定 ( 共 通 )	分析従事者の放射線管理		確認	<input type="radio"/>	放射線管理責任者の選任、事故由来廃棄物等処分業務に係る作業計画書の作成、必要に応じ作業届の提出（労働基準監督署）
			確認	<input type="radio"/>	管理区域立入許可証の発行、管理区域への入退域の記録・管理 一時立入者への安全教育、立入対応（管理区域でのルール説明、管理区域内の案内）
	GM計数管型測定器の設置管理		確認	<input type="radio"/>	分析室スクリーニング防護具脱衣室に設置するGM計数管型測定器の設置管理（稼動確認等）
	被ばく低減措置	管理	<input type="radio"/>		高濃度試料取り扱い時、床面等の放射線量測定の実施（汚染時は除染を実施）
		実施		<input type="radio"/>	
	作業環境測定	管理	<input type="radio"/>		管理区域単位での空間線量率の測定（1回/月） 事故由来放射性物質取扱施設単位での空気中放射性物質濃度（1回/月・作業環境測定士立会）
		実施		<input type="radio"/>	事故由来放射性物質取扱施設単位での表面汚染密度測定（1回/月等）、詳細は表7-1、7-2参照
	スクリーニング		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	スクリーニング記録の管理
				<input type="radio"/>	一次立入者の管理区域退域時等の身体及び物品のスクリーニング (管理区域従事者のスクリーニングについてはセルフスクリーニングにて行う)
廃 棄 物 ・ 排 水 処 理 等	生活雑排水処理			<input type="radio"/>	生活雑排水の処理
	分析により発生する廃棄物の産廃処理			<input type="radio"/>	分析廃液、スクラバー廃液、ゴム手袋等廃プラ、除去土壌等が触れたウエス等廃汚泥の産廃処理。JESCOは必要に応じてマニフェストを確認。
	貯留槽（4m <sup>3</sup> ）（技術実証フィールド）	管理	<input type="radio"/>		貯留槽（4m <sup>3</sup> ）～3m程度貯まつた段階で、放射能濃度測定とpH測定等を実施
		測定		<input type="radio"/>	管理目標値を満たした場合は調査社員に連絡し、調査社員の立会いの下バルブを切り替え排水、 設定値を超過した場合は速やかに調査社員に連絡
		排水	<input type="radio"/>		
	分析貯留槽（技術実証フィールド）	管理	<input type="radio"/>		分析貯留槽（800L）～600L程度貯まつた段階で、放射能濃度測定とpH測定等を実施
		測定（清掃含む）		<input type="radio"/>	設定値を満たした場合は貯留槽（4m <sup>3</sup> ）～バルブを切り替え移送、設定値を超過した場合は調査社員に連絡
	分析貯留槽（技術実証フィールド）	処理（運転）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土質試験室釜場に貯まつた試験土壤の定期的な清掃
		超過時対応	<input type="radio"/>		
		確認	<input type="radio"/>		
	管理区域貯留槽（技術実証フィールド）	管理	<input type="radio"/>		管理区域貯留槽（埋設200Lタンク）は、緊急シャワー使用後等に放射能濃度測定とpH測定を実施し設定値を満たしたことを確認したうえ貯留槽（4m <sup>3</sup> ）～移送
		測定		<input type="radio"/>	緊急シャワー・洗眼器は水の腐食防止のため1回／2ヶ月の試験運転
		超過時対応	<input type="radio"/>		エアシャワーの月次自主点検
	分析排水一時貯留槽（技術実証施設（双葉））	処理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	放射能濃度が設定値を超過した場合は調査社員に連絡後、適切に処理（委託者確認）
		超過時対応	<input type="radio"/>		
		確認	<input type="radio"/>		
	分析排水貯留槽（技術実証施設（双葉））	管理	<input type="radio"/>		放射能濃度を測定
		測定		<input type="radio"/>	放射能濃度、pHを測定
		處理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	放射能濃度、pHが管理値を超過した場合は調査社員に連絡後、適切に処理（委託者確認）
分 析 共 機 通 器	雨水枠（技術実証施設（双葉））			<input type="radio"/>	定例的な雨水枠の採水（1回／4週間）
	測定			<input type="radio"/>	放射能濃度を測定
	日常管理、定期管理			<input type="radio"/>	日常点検、月例点検、年度点検の実施 ドラフト、スクラバーの月次自主点検、定期自主点検、及びヒュームフードの月次自主点検
	機器スクリーニング	故障時		<input type="radio"/>	分析機器の故障時、スクリーニングを実施
		除染		<input type="radio"/>	スクリーニング結果より、汚染が確認された場合に除染を実施
		修繕	<input type="radio"/>		分析機器の修繕依頼を行い、分析機器の修繕の実施
環境モニタリング	計画		<input type="radio"/>		技術実証フィールド及び技術実証施設（双葉）の環境モニタリングの計画策定
	実施	採水		<input type="radio"/>	定例的な地下水等の採水
		測定		<input type="radio"/>	技術実証フィールド及び技術実証施設（双葉）の環境モニタリングの計画に基づく測定・分析の実施（計量証明書に係る採水を含む）
		分析		<input type="radio"/>	
調 査 研 究 支 援	試験盛土試験等の現場チェック			<input type="radio"/>	定期的に周辺状況のチェック
	テストセル	試験支援	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	委託が策定した試験計画に基づき試験（土質試験等）を支援
		採水分析		<input type="radio"/>	定例的な浸出水の採取と分析及び委託が策定した試験計画に基づく浸透水の採取と分析を実施
	インターロッキングブロック設置	試験支援	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	委託が策定した試験計画に基づき試験（土質試験等）を支援
		採水分析		<input type="radio"/>	実証施設で発生する浸出水の採水、分析を実施、詳細は表8-2参照
	不溶化材関係	試験支援	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	改良材の影響確認試験を支援
		試験支援		<input type="radio"/>	改良材添加土壤への溶出抑制試験を支援
	国環研の実施する試験への協力	試験支援	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国環研の試験計画に基づき試験（溶出、成分分析用試料作製等）を支援
		測定		<input type="radio"/>	化学分析分析、X線等成分分析を実施

## ① 試料台帳の作成と進捗報告

分析業務を計画的に進めるため、受託者は分析試料を受領してから分析を行い、試料を依頼者に返却するまでの流れを管理するための試料管理台帳を作成し、毎週調査社員に進捗状況を報告すること。

分析依頼者が分析計画を提出する際、及び変更しようとする際には調査社員及び受託者と調整・協議すること。また、受託者は分析依頼者の分析計画に基づいて分析業務実施を計画すること。

## ② 試料の受領及び返却

受託者は、分析依頼者から試料の詳細（試料形態（液体・土壤・溶融スラグ等）及び想定放射能濃度）について連絡を受け、搬入日時、場所（技術実証フィールドまたは技術実証施設（双葉））について調整し試料の受付を行う。分析方法、どの施設で分析するか、技術実証フィールドにあっては 8,000Bq/kg 以下の試料は試料受入区画に持ち込み、8,000Bq/kg 超の試料は固体試料第一前処理室に持ち込む。どちらに持ち込むか疑義が生じた場合は調査社員に連絡し、調査社員の指示に従うこと。

なお、受託者は試料の受領を所定の受付票で行い、測定する際に必要な情報の確認を行うとともに、検体ごとに識別番号を付して試料管理台帳により管理する。また、測定・分析の結果については、所定様式に必要な資料を添え速やかに調査社員に報告する。この報告は原則調査社員宛の電子メールにて実施する。

試料の返却については、調査社員及び当該分析依頼者に連絡を取り、試料の搬出日時等について調整して分析依頼者への返却を行う。8,000Bq/kg 超の試料返却時には表面汚染密度測定を行い、放射線管理区域から外部へ持ち出せるレベルの  $4\text{Bq}/\text{cm}^2$  以下であることを確認する。もし  $4\text{Bq}/\text{cm}^2$  を超えた場合には調査社員に報告の上で適切な処理方法について協議する。

受託者は試料受領時に試料の想定される放射能濃度に関して分析依頼者から必要な情報提供を受ける。さらに 8,000Bq/kg 超のおそれがある試料を 8,000Bq/kg 以下と誤って取り扱うことがないように、受託者は試料受入時に表面線量を測定して、事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（基発 0427 第 6 号）『別紙 1-1 放射能濃度の簡易測定手順』により試料の放射能濃度を算出し、試料に必要事項（受領日時、持込者、受領者、試料形態、放射能濃度（概算）を記入したラベルを貼付する。

分析に必要な試料の量を表 3 に、試料を持ち込む際の荷姿を表 4 に示す。なお、異物の除去、破碎、縮分等は分析依頼者が実施したうえで分析室棟へ持ち込むこととする。

なお、分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉）の両施設で分析が必要な試料の両施設間の運搬については、運搬計画書を作成の上、受託者が実施することとする。

表3 分析に用いる試料の量

項目	放射能分析		化学分析	
	最低必要量	持込量	最低必要量	持込量
土壤及び焼却灰等	約 13 cm <sup>3</sup>	こぶし大	500g	1000g
液体試料（低濃度）	2L	3L	1L	2L
液体試料（高濃度）	50mL	200mL	1L	2L

土質試験	8,000Bq/kg 以下（単位：kg）	8,000Bq/kg 超（単位：kg）
粒度試験	3	3
液性限界・塑性限界試験	3	—
強熱減量試験	0.5	0.5
突固めによる締固め試験 (10 cm モールド)	30	—
設計 CBR (3供試体)	18	—
コーン指数試験	3	—
一軸圧縮試験 (1供試体)	4	—
含水比試験	1.5	1.5
計	63	5

表4 試料を持ち込む際の荷姿

項目	荷姿
土壤及び焼却灰等	チャック付きビニール袋に入れた後広口プラスチック容器で密閉
液体試料	ポリ瓶又はU8容器
土質試験	ビニール袋に入れペール缶

### ③ 試料の前処理

#### ア. 分析施設（技術実証）

##### i. 放射能濃度測定の前処理

放射能測定容器への充填は、試料の性状及び放射能濃度に応じた所定の場所で行う。

###### ・ 液体試料

放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下と想定される試料は液体試料前処理室にて 2L マリネリ容器に充填する。また、放射能濃度が 8,000Bq/kg 超と想定される試料は一般分析第一前処理室にて 2L マリネリ容器等に充填する。なお、測定に当たり懸濁体と溶存体を分離して測定する場合は、各前処理室において、0.45 μ m のフィルターを用いてろ過するか、遠心分離機を用いて固液を分離する。

###### ・ 溶融スラグ、焼却灰等（土壤以外の固体試料）

固体試料第一前処理室の粉体ヒュームフード内にて U8 容器に充填する。  
なお、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下であることが明らかな場合は土質試験室等で充填を行ってもよい。

- 土壤試料

固体試料第二前処理室の粉体ヒュームフード内にて U8 容器に充填する。

なお、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下であることが明らかな場合は土質試験室等で充填を行ってもよい。

- ii . 固体試料の重金属等含有量又は溶出量測定の前処理

土壤、廃棄物等の固体試料を対象とした重金属等の含有量又は溶出量測定のための溶出等の前処理は一般分析第一前処理室で行う。酸性ガスや重金属等が揮発する恐れのある作業に関しては一般分析第二前処理室に設置しているドラフト内で行う。除去土壤等がドラフト内に飛散するおそれがある場合は、ドラフト内の作業面を養生し、飛散防止措置及び汚染拡大防止措置を行ってから取り扱う。放射能濃度が 8,000Bq/kg 超の試料の溶出操作は、管理区域内の一般分析第一前処理室内にて行うこととし、溶出操作によって得られた試料は、機器分析室に搬入する前にあらかじめゲルマニウム半導体検出器を用いた放射能測定 (U-8 容器) を実施する。また、表面汚染密度測定を行い放射線管理区域から外部へ持ち出せるレベルの 4Bq/cm<sup>2</sup>以下であることを確認する。

なお、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下であることが明らかな試料の前処理については一般分析第二前処理室で行ってもよい。

- イ. 技術実証施設（双葉）

- i . 放射能濃度測定の前処理

放射能測定容器への充填は前処理室で行い、液体試料の懸濁体と溶存体を分離して測定する場合は、0.45 μ m のフィルターを用いてろ過するか、遠心分離機を用いて固液を分離する。また、土壤等はヒュームフード内にて U8 容器に充填する。

- ii . 固体試料の重金属等含有量又は溶出量測定の前処理

土壤等の固体試料を対象とした重金属等の含有量又は溶出量測定のための溶出操作等は前処理室で行う。酸性ガスや重金属等が揮発する恐れのある作業は試験・分析室のドラフト内で行う。土壤等がドラフト内に飛散する恐れがある場合は、ドラフト内の作業面を養生し、飛散防止措置及び汚染拡大防止措置を行ってから取り扱う。

#### ④ 放射能濃度の測定・分析等

- ア. 分析施設（技術実証）

各種前処理室において測定容器に充填した試料を放射能濃度測定室に搬入して、ゲルマニウム半導体検出器を使用して γ 線スペクトル分析により測定する、なお、測定方法は環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版）」

及び、文部科学省「放射能測定法シリーズ」並びに原子力規制庁「ゲルマニウム半導体検出器による $\gamma$ 線スペクトロメトリー」に準拠して実施するものとする。

ゲルマニウム半導体検出器については測定環境を確認するため、1回/週の割合でバックグラウンド測定を行うこと。また、固体試料については必要に応じて含水率を測定し、乾燥重量ベースの放射能濃度を求める。

分析終了後の試料については、分析依頼者に返却する。

#### イ. 技術実証施設（双葉）

前処理室において測定容器に充填した試料を試験・分析室に搬入して、放射能濃度測定装置（CsI）を使用して測定する。

#### ⑤ 化学分析（分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉））

分析施設（技術実証）一般分析第二前処理室及び液体試料前処理室に設置する分析機器（放射性セシウム測定装置、pH計、電気伝導率計、濁度計、分光光度計、振とう機、遠心分離機、ろ過器、DO計及びORP計）並びに技術実証施設（双葉）に準備する分析機器（pH計、電気伝導率計、濁度計、振とう機、遠心分離機、ろ過器）により表1の分析方法で測定等を行う。

#### ⑥ 機器分析（分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉））

分析施設（技術実証）の機器分析室に設置する分析機器（原子吸光光度計、水銀測定装置、イオンクロマトグラフ分析装置、フッ素自動分析装置、X線回折装置）、及び一般分析第二前処理室に設置する分光光度計、並びに技術実証施設（双葉）に準備する分析機器（放射性セシウム測定装置、ICP-OES、蛍光X線装置）を用い、表1の分析方法により分析を行う。

#### ⑦ 土質試験（分析施設（技術実証））

##### ア. 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の試料を対象とした土質試験

土質試験室に委託者が準備した試験機器（乾燥機、ソイルミキサー、ピクノメーター、電磁式ふるい振とう器、液性・塑性限界試験器、マッフル炉、自動突固め試験装置、コーンペネトロメーター、膨張量測定装置、自動CBR試験装置、自動一軸圧縮試験装置）及び変水位透水試験装置を用いて、表1の試験方法により試験を行う。

##### イ. 放射能濃度が8,000Bq/kg超の試料を対象とした土質試験

放射能濃度が8,000Bq/kg超の可能性がある受入分別前後の試料の土質試験については、管理区域内の固体試料第二前処理室に委託者が準備する機器（乾燥機、浮標等）により、表1の試験方法により測定を行う。なお、強熱減量の測定に際しては、測定対象試料に対して放射能濃度測定を行い、管理区域外へ持ち出すことができる放射能濃度の総量が1万Bqを超えない数量を算出し、持ち出すこと。また、管理区域外へ持ち出す際には、試料を密閉容器に封入し、表面汚染密度が外部へ持

ち出せるレベルの  $4\text{Bq}/\text{cm}^2$  以下であることを確認する。

## ⑧ 放射線管理

### ア. 被ばく低減措置

分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉）（以下「両分析室」という。）の放射線量の測定並びに床面等分析室等内の汚染確認を定期的に実施する。除去土壤等を取り扱う場合は原則ヒュームフード内で取り扱い、ヒュームフード内の作業面は試料毎に養生し、飛散防止措置及び汚染拡大防止措置を行ってから取り扱う。また、取扱後は試料毎にヒュームフード内の表面汚染密度測定を行い汚染がないことを確認する。汚染が確認された場合には、ウエットティッシュ等で除染し、使用したウエットティッシュ等は除去土壤に触れた廃棄物として適切に扱うこととし、具体的な方法については調査社員の指示に従うこと。

### イ. 分析従事者等の放射線管理

受託者は放射線管理責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知すると共に事故由来廃棄物等処分業務に係る作業計画書を策定し、事前に労働基準監督署と協議を行い、必要があれば作業届を提出する。

放射線管理責任者は、分析従事者等の立ち入り許可申請を取りまとめ委託者側の放射線管理者を経由して委託者側の放射線管理事務局長に提出するとともに、管理区域に入域する者について定められた教育・訓練等を受けさせること。また、管理区域入退域記録表により分析従事者等の入退域等を記録し、委託者側の放射線管理者に提出すること。

### ウ. スクリーニング

管理区域から退域する際は、身体及び物品のスクリーニングを行う。

## ⑨ 分析等に伴って発生する廃棄物の処理

### ア. 廃棄物の処理委託

分析に伴って発生する廃棄物（分析に伴って発生する廃液（以下、「分析廃液」という）、スクラバー廃液、ゴム手袋等廃プラ、ウエス等廃汚泥、その他）については、受託者の責任でそれぞれの廃棄物の性状に応じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可業者に再委託し、適切に処理すること。再委託者との間で締結する産業廃棄物処理（運搬）契約書類は、事前にその案を調査社員に提出し確認を得ること。再委託の際に、その廃棄物に応じた有害物質の濃度分析を行い、廃棄物データシート（WDS）として再委託者に提供すること。廃棄物を引き渡す際交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト、電子マニフェストも可）は処理終了時期を確実に管理し、処理完了後の写しを調査社員に提出すること。産業廃棄物処理（運搬）契約書類、産業廃棄物管理票は契約終了後も 5 年間は保存する。

### イ. 廃棄物の分別・保管

分析廃液はその性状（pH、廃油・廃溶剤（揮発沸点  $70^\circ\text{C}$  以下）により「廃酸」

「廃アルカリ」「廃油」、有害物質を含むものは特定有害産業廃棄物に分別してポリタンクに貯留する。また、汚泥などの水分を多く含む産業廃棄物を厚手のビニール袋に入れ保管する。

器具洗浄水については、微量であるものの分析廃液の成分を含んでいることから、念のため2次洗浄水までポリタンクで受け、放射能濃度を確認後、分析廃液と同様の保管を行うこと。分析廃液等は産業廃棄物処理業者等に引き渡すまでの間、技術実証フィールドの分析室棟内の分析廃液保管室（技術実証施設（双葉）の分析廃水を含む）にて受託者の責任の下で保管すること。受託者は産業廃棄物管理責任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者（資格者が必要）を選任し、廃棄物の保管管理、処理（運搬）委託者への引き渡し時には立ち会せること。

#### ウ. 廃棄物の分析等

分析廃液や調査研究等で発生した廃棄物の事前分析は調査社員に連絡し、調査社員の指示に従うこと。

### ⑩ 分析に伴って発生する排水の管理

分析施設において、分析に伴って発生する排水の管理を適切に行うこと。

#### ア. ドラフトチャンバー、湿式スクラバーの管理

分析施設（技術実証）2階一般分析第二前処理室に設置したドラフトチャンバー（2基）及びその排ガスを洗浄する湿式スクラバー（屋外1基）並びに技術実証施設（双葉）に設置したドラフトチャンバー（1基）及びその排ガスを洗浄する湿式スクラバー（屋外1基）は設備外への薬品の漏洩が無いよう使用し、調査社員が指示する項目・頻度（1回/月）の点検を行う。

#### イ. 分析貯留槽排水（技術実証フィールド）

分析貯留槽（800Lタンク、添付資料－3参照）への廃液は135L/日を想定している。タンクに600L程度貯まった段階で、表5に示す測定項目の測定を実施し管理値以下であることを確認したうえで貯留槽（4m<sup>3</sup>）へバルブを切り替えポンプを作動させ移送する。管理値を満たさない場合は調査社員に連絡する。

表5 貯留槽関係測定項目、頻度と管理値／排水基準

設置場所	設備	想定測定頻度	測定項目と管理値／排水基準						
			放射能濃度濃度限度※1 Bq/L		濁度	pH	SS mg/L	COD mg/L	BOD mg/L
			Cs137	Cs134					
技術実証フィールド	ア.(1) スクラバー防液堤内	1回/2週 (双葉も含む)	90	60	—	5.8 ～ 8.6	—	—	—
	(2) スクラバー循環水槽	1回/2週 (双葉も含む)			—		—	—	—
	イ. 分析貯留槽	1回/週			—		50	40	—
	ウ. 貯留槽	1回/月			—		50	40	100
	エ. 管理区域貯留槽	1回/2ヶ月			—		—	40	100
	オ. 浸出水処理水槽	5回/月			5未満		60	90	60
	カ. 分析排水一時貯留槽	1回/週			—		—	—	200
技術（実双葉施設）	キ. 分析排水貯留槽	1回/月			—		—	—	100
	ク. 雨水井	1回/4週	1	1	—		50	—	—
					—		—	—	100

※1 放射線核種毎の濃度限度の割合の和が1以下であること

※2 三態窒素濃度=アンモニア濃度×0.7766×0.4+硝酸濃度×0.2259+亜硝酸濃度×0.3045

※3 分析依頼書はオとク以外は発行しない

#### ウ. 貯留槽 (4 m<sup>3</sup>) (技術実証フィールド)

貯留槽の排水についても、表5に示す測定項目を測定し排水基準以下であることを確認し、調査社員に連絡する。全窒素 (T-N) の分析を実施すること。

土質試験室の排水は試験室内にある釜場を経由して分析貯留槽へ移送される。

釜場に貯まった試験土壤が貯留槽に混入しないよう定期的に清掃を行うこと。

#### エ. 管理区域貯留槽排水 (技術実証フィールド)

管理区域貯留槽 (埋設 200L タンク、添付資料-3 参照) は、緊急シャワー・洗眼器の排水、又は、管理区域内で使用したふるいの目詰まり時の洗浄に使用した排水を受け入れるものであり、放射能を帯びた土粒子等が混入するおそれがあるため、緊急シャワー使用後等に表5に示す測定項目を測定し、管理値以下であることを確認し、調査社員に連絡し、貯留槽への移送を実施する。

なお、緊急シャワー・洗眼器は水の腐食防止のため1回/2ヶ月毎に試験運転する。

#### オ. 盛土試験、テストセル等の浸出水 (技術実証フィールド)

盛土試験の浸出水は浸出水処理水槽に一時貯留し、表5に示す測定項目を測定し、管理値を満たしていることの確認を行う。またテストセルの浸出水については、テストセル用の処理水槽に一時的に貯留し、調査社員が別途発行する分析依

頼書の項目に基づき分析を行うこと。

カ. 分析排水一時貯留槽（技術実証施設（双葉））

分析排水一時貯留槽には、分析作業から発生する分析器具の洗浄水、洗眼器及び緊急シャワー水、管理区域エアコンの凝縮水並びに管理区域で発生する排水が受槽を経由してポンプで移送される。

分析排水一時貯留槽において、槽内の液が  $1\text{ m}^3$  (満水の8割) になつたらサンプリングを行い、表5の測定項目を測定して、管理値以下であることを確認し、分析排水貯留槽へ週に一回程度、ポンプで移送する。なお、液の放射能濃度の測定結果が管理値を超えている場合は調査社員に連絡する。

キ. 分析排水貯留槽（技術実証施設（双葉））

分析排水貯留槽には、分析排水一時貯留槽にて放射能濃度の確認を終えた液が、週に1回程度、ポンプで移送される。

分析排水貯留槽において、槽内の液は  $4\text{ m}^3$  (満水の8割) にてサンプリングを行い、表5の測定項目を測定して、管理値内であることを確認を行う。液の放射能濃度の測定結果が管理値を超えている場合は調査社員に連絡する。なお、この排水は委託者が処理を実施する。

ク. 雨水枠の採水、分析

技術実証施設（双葉）において調査社員が提示するスケジュール表（4週間に1回の頻度）に基づき雨水枠の採水を実施し、放射能濃度を測定して報告する。

なお、分析依頼書は調査社員が発行する。

⑪ 分析機器等の維持管理

ア. 測定・分析用機器の精度維持のため、使用前確認を行うとともに、測定・分析用機器が正常に動作しているかについて定期的に確認し、記録を作成し、保存する。

イ. 分析機器の取扱いについては各分析機器マニュアルに則り行うとともに、分析従事者の放射線被ばくを防止するため、別に定めるとおり、機器・設備の放射線管理を行う。

ウ. 分析機器の故障時は速やかに調査社員に報告し、調査社員の指示に従う。なお、受託者の責により生じた故障は受託者が修繕若しくは弁償する。

エ. 各種分析に用いる純水は純水製造装置により製造する。なお、純水製造装置は技術実証フィールド分析室棟の土壤試験室と一般試料第二前処理室に設置し、技術実証施設（双葉）においては試験分析室に設置するので、洗びん等に移し替え各分析室で使用する。

⑫ 環境モニタリング

技術実証フィールドにおいて実施する環境モニタリングの調査項目と調査地点数、頻度等を表6-1に示す。図1の地点において表6-1に示す環境モニタリングを実施すること。

技術実証施設（双葉）において実施する環境モニタリングの調査項目と測定地点数等を表6-2に示す。

地下水採水用の観測井（4箇所）は年次のサンプリング2～3週間前までに高圧洗浄（下方噴射）し、孔底内堆積物をステンレス製ベーラー等により除去すること。洗浄後の水はポリ容器等に貯め調査社員の指示する処理施設（大熊及び双葉工区内）へ持ち込み廃棄すること。

また、月次に実施する沈砂池出口の分析において、異常値が出た場合は、越流している時に採水を実施し、再分析すること。

表6・1 技術実証フィールドにおける環境モニタリングの調査項目等（分析を分析施設（技術実証）以外で実施する項目）

区分		計測地点	計測項目	計測頻度	計測項目の詳細・根拠
周辺環境	地下水	施設周縁 (上流及び下流の 計2か所)	地下水検査項目濃度	1回/年	受入・分別処理工事 要求水準書
			ダイオキシン類濃度		
	貯留槽排水		健康項目（28項目） 生活環境項目（表5貯留槽 の生活環境項目を除く全項 目）	1回/年	
	浸出水処理水	浸出水処理水	排水基準項目（法定項目） ダイオキシン類	1回/年	水質汚濁防止法 (特定事業場)
	沈砂池出口水	沈砂池出口	排水基準項目（法定項目）	1回/年	水質汚濁防止法 (特定事業場)
	放流先河川		環境基準項目濃度	1回/年	土壤貯蔵施設工事 要求水準書
	放射能	集じん設備排気口	排気中の放射能濃度  (第一資材置場は 貯蔵中に限る)	1回/月	受入・分別処理工事 要求水準書
	騒音	敷地境界 (2地点)	騒音レベル  (第一資材置場作 業時)	1回/年	受入・分別処理工事 要求水準書
	振動	敷地境界 (2地点)	振動レベル  (第一資材置場作 業時)	1回/年	受入・分別処理工事 要求水準書
	悪臭	敷地境界（風上及び 風下の計2地点）	臭気指數	1回/年 (ヤード作業時)	受入・分別処理工事 要求水準書

○ 技術実証フィールドにおける各測定実施地点を以下に示す。

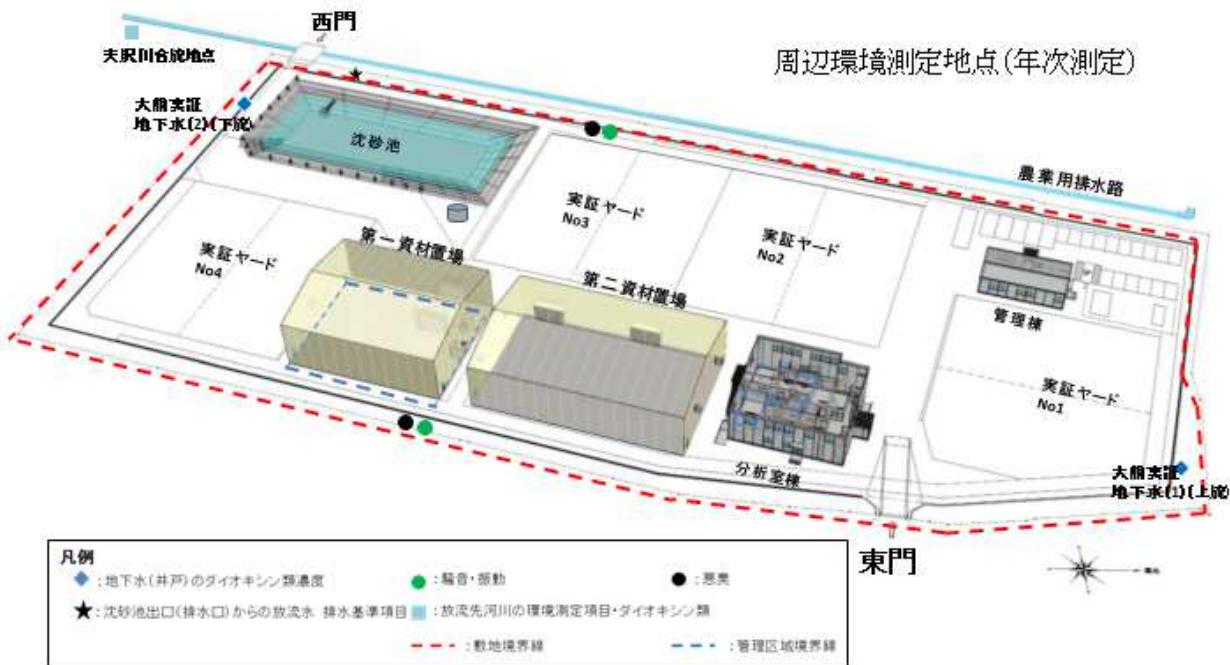


図 1 技術実証フィールドにおける周辺測定地点

表 6-2 技術実証施設(双葉)における環境モニタリングの調査項目等(分析を分析施設(技術実証)以外で実施する項目)

区分		計測地点	計測項目	計測頻度	計測項目の詳細・根拠
周辺環境	地下水	施設周縁 (上流及び下流 の計 2か所)	地下水検査項目濃度 ダイオキシン類濃度	1回/年	受入・分別処理工事 要求水準書
		放射能 集じん設備排気 口 6ヶ所	排気中の放射能濃度	1回/月	受入・分別処理工事 要求水準書
	騒音	敷地境界 (2地 点)	騒音レベル	1回/年	受入・分別処理工事 要求水準書
	振動	敷地境界 (2地 点)	振動レベル	1回/年	受入・分別処理工事 要求水準書
	悪臭	敷地境界 (風上 及び風下の計2 地点)	臭気指数	1回/年	受入・分別処理工事 要求水準書

- 技術実証施設（双葉）における各測定実施地点を以下に示す。



【凡例】

◆ : 地下水（井戸）の検査項目    ♦ : 雨水樹    ● : 騒音・振動    ● : 悪臭    - - - 敷地境界線

図2 技術実証施設（双葉）における周辺測定地点

### ⑬ 作業環境測定

技術実証フィールド並びに技術実証施設（双葉）において毎月実施する作業環境測定の項目と調査地点数を表7-1に、毎週実施する作業環境測定の項目と調査地点数を表7-2に示す。なお、技術実証施設（双葉）については施設内を管理区域に設定した場合のみ毎月の作業環境測定を実施する。

表7-1 作業環境測定地点（毎月）

#### 技術実証フィールド

項目	測定地点			
粉じん濃度	第一資材置場/ 1 地点      第二資材置場/ 1 地点			
空間線量率	第一資材置場/ 5 地点	第二資材置場/ 5 地点	分析室棟/ 5 地点	B G/ 1 地点
空気中の放射能濃度	第一資材置場/ 1 地点		第二資材置場/ 1 地点	分析室棟/ 3 地点
表面汚染密度	第一資材置場/ 4 地点		第二資材置場/ 4 地点	分析室棟/ 12 地点

### 技術実証施設（双葉）

項目	測定地点							
粉じん濃度	前処理室/ 1 地点		試験・分析室/ 1 地点					
空間線量率	スクリーニング室/ 1 地点	前室/ 2 地点	前処理室/ 1 地点	試験・分析室/ 2 地点	分析排水一時貯留槽/ 1 地点	B G/ 1 地点		
空気中の放射能濃度	前処理室/ 1 地点		試験・分析室/ 1 地点					
表面汚染密度	前処理室/ 4 地点		試験・分析室/ 4 地点					

表 7-2 作業環境測定地点（毎週）  
技術実証フィールド

項目	測定地点	
空間線量率	敷地境界/ 5 地点	B G/ 1 地点
	第一資材置場/ 5 地点	B G/ 1 地点

### 技術実証施設（双葉）

項目	測定地点	
空間線量率	敷地境界/ 5 地点	B G/ 1 地点

### ⑭ 委託者が行う調査研究活動のための現場業務の支援

- ア. 技術実証フィールド等において、委託者が定める計画に従い溶融スラグの有効利用に関する試験目的で現場に設置している表面をシートで覆った盛土のシート等の周辺状況確認（毎週）を行う。
- イ. 技術実証フィールド等において、委託者が定める計画に従い溶融スラグの環境安全性に係るテストセル設置試験等分析業務に関連する現場作業業務を実施する。業務期間は年間を通じて実施予定。貯留槽と採水ピットの採水条件を表 8-1 に示す。なお、分析依頼書は調査社員が発行する。
  - ⅰ. 定例的な原水槽（1基）、処理水槽（1基）の水位の確認（毎週）更に、降雨の翌日も実施する。
  - ⅱ. 委託者が処分する処理水槽の排水について、調査社員の指示により処分前に処理水槽の採水と分析を行う。
  - ⅲ. テストセルの採水ピット（3基）の採水及び分析  
採水は、採水タンクが一杯になる都度（累計降雨量 5 mm）1 回ただし、1 日に 1 回以下とし、また一雨毎に 1 回とする。採水後には残水は集水ピットに排水し、採水タンクを空にしておくこと。なお、分析依頼書は調査社員が発行する。

表 8-1 採水条件

項目	測定地点
貯留槽レベル確認	2基/回、60回/年 程度
貯留槽採水	1基/回、12回/年 程度
採水ピット採水	3基/回、48回/年 程度

ウ. 技術実証フィールド等において、委託者が定める計画に従い溶融スラグを使用したインターロッキングブロック（以下、「ILB」という。）を歩行者用道路の舗装材などに施工し、各種物性等を確認することを計画しており、その試験等分析業務に関連する現場作業業務を実施する。業務期間は年間を通じて実施する予定。ILB用採水枠と貯留槽の採水条件を表8-2に示す。なお、分析依頼書は調査社員が発行する。

i. 採水枠（ILB用1基、ブランク用1基）の水位レベルの確認  
1回/週の頻度で定期的に実施する。

ii. 採水枠（ILB用1基、ブランク用1基）、処理水槽の採水と分析

採水は、採水タンクが一杯になる都度（累計降雨量5mm）1回、ただし1日に1回以下とし、また一雨毎に1回とする。採水後には残水は集水ピットに排水し、採水タンクを空にしておくこと。なお、分析依頼書は調査社員が発行し、採水条件を表8-2に示す。

処理水槽については、テストセル設置試験の処理水槽と原水槽を併用し、ILBの排水を個別に確認する必要が生じた場合に採水し分析するが、時期については都度調査社員が指示する。

表 8-2 採水条件

項目	測定地点
採水、分析（採水枠）	1地点/回、36回/年 程度
採水、分析（採水枠（ブランク））	1地点/回、12回/年 程度
採水、分析（処理水槽又は原水槽）	1地点/回、2回/年 程度

エ. 除去土壤等に改良材等を添加した場合の土質性状の変化や改良材等の適用性を確認するため、技術実証フィールド等において、委託者が定める計画に従い試験等分析業務に関連する現場作業業務を実施する。業務期間は年間を通じての実施予定。なお、分析依頼書は調査社員が発行する。

i. 技術実証フィールド等に保管されている土壤において、土質試験や溶出試験の結果により、改良が必要となった土壤について改良材等の添加を実施する。

- ii. 改良材等を添加した土壤に対して、溶出試験、含有量試験、土質試験等を実施する。
  - iii. 改良材等を添加した土壤を用いたカラム試験等で得られた流出液等や試験後土壤に対して、化学分析や土質試験を実施する。
  - iv. 試験に使用する土壤、改良材等の種類、使用量、試験項目等においては調査社員と協議の上、決定する。
- オ. 国立環境研究所（以後、国環研）が技術実証施設（双葉）で実施している溶融飛灰セメント固化試験に関連して化学分析、試料調整等の作業を行い協力すること。その際の分析依頼書はJESCOが発行する。

#### ⑯ 分析・試験報告書の作成・管理

各種分析・試験の実施により得られた考察を含む報告書の作成とその管理を行う。

### 1 2. 分析施設の稼働

#### (1) 稼働時間

① 分析施設（向畠）

9時～16時30分（月曜～金曜）

② 分析施設（技術実証）及び技術実証施設（双葉）

9時～16時30分（月曜～金曜）

③ 分析の繁忙期、及び施設の緊急時対応や事故対応における、上記以外の稼働日や稼働時間についてはその都度調査社員と協議し、その対応にあたることとする。

### 1 3. 什器・保護具等の準備

- (1) 本業務で必要とする資機材（添付資料－5、6に掲げるものを除く）は受託者が準備すること。また、維持管理についても受託者が行うこと。
- (2) 日常業務で必要なPC、プリンタ及び事務用品等は受託者が準備するものとする。
- (3) 受託者が使用する安全用品（防塵マスク、ゴム手袋、綿手袋等）並びに専用容器等の廃棄物の処理は、受託者が関係法令に基づき適正に処理することとし、その結果を記録し保管すること。

### 1 4. 退域時について

- (1) 退域時は、作業員及び業務車両の汚染検査（スクリーニング）を行い、異常のないことを確認し、スクリーニング結果を調査社員へ報告すること。
- (2) スクリーニングは表面汚染密度を測定できるGM式サーベイメータを用いて行うこと。
- (3) スクリーニングの結果、汚染が確認された場合は直ちに調査社員へ連絡しその指示に従うこと。

## 1 5 . 特殊勤務手当

本業務は労務単価に加えて特殊勤務手当として、屋内作業は一人一日あたり 1,330 円、4 時間以上の屋外作業は一人一日あたり 6,600 円、4 時間未満の屋外作業は一人一日あたり 3,960 円を加えるものとする。なお、特殊勤務手当対象人数は表 9 のとおり想定するが実績により精算変更の対象とする。

表 9 特殊勤務手当の想定人数

項目	想定人数	備考
屋内作業	2,000 人	分析業務等
屋外作業（4 時間未満）	700 人	設備点検、作業環境測定、採水等
屋外作業（4 時間以上）	100 人	騒音・振動・悪臭測定、排気中の放射能濃度等

## 1 6 . 安全に関する連絡会議等への参加

- (1) 中間貯蔵管理センターで 3 カ月に 1 回程度開催する安全に関する連絡会議等（場所はいわき市の中間貯蔵管理センターを想定）へ代表者が 1 名以上、直接または Web で参加する。
- (2) 共同研究者等との連絡調整のために定期的に開催する打ち合わせに代表者が 1 名以上、直接または Web で参加する。
- (3) 受託者は、本業務において交通安全の確保が極めて重要であることを了知の上、本業務に従事する全ての者に対し、適時安全教育を実施して、通勤時を含めた交通安全を徹底させる。

## 17. 提出書類

(1) 受託者は、下表「提出書類一覧表」をもとに作成し、調査社員に提出する。

表10 提出書類一覧表

No	項目	提出時期	部数	備考
1	業務計画書	契約締結後 14日以内	1部	
2	安全管理計画書 —被ばく上限値 —事前準備 —作業時の被ばく管理 —安全管理体制 —放射線管理 —労務管理 —健康管理 —作業報告 —交通安全対策 —事故・災害発生時の措置等	業務計画書と同時	1部	
3	緊急時対応マニュアル	業務計画書と同時	1部	
4	放射能濃度測定・分析手順書 (1) 地下水等分析手順書 (2) 粉じん分析手順書 (3) 土壌等分析手順書	業務計画書と同時	1部	
5	作業員名簿	業務計画書と同時	1部	
6	業務日報（メール添付による提出） (年度末にDVDによる電子データの提出)	原則当日	1部	
7	測定結果（核種分析結果についてはγ線スペクトル図含む）は都度メール添付による提出 (年度末にDVDによる電子データの提出)	測定後速やかに	1部	
8	業務報告（月報）(翌月メール添付による提出、年度末に紙ファイルにまとめて提出)	翌月速やかに	1部	技術者の延べ人工数含む
9	業務打合せ簿 (打合せ等を実施した場合は必ず打合せ議事録を提出すること)	確認後速やかに	1部	
10	情報セキュリティ対策報告書	業務完了時	1部	
11	特殊勤務手当管理簿	翌月速やかに	1部	

12	業務報告書	業務完了時	1部	
13	提出書類一式の DVD による電子データ	業務完了時	1枚	

※契約時の提出書類は PDF 等で調査社員と共有すること。

## (2) 電子データの仕様について

- ① 調査結果を電子データにより提出する場合、その書式については、調査社員が指定するデータ形式により提出する。
- ② 成果物を電子メール以外で提出する場合の格納媒体は DVD-R 等とする。業務名称及び実施年度等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず印刷により付記する。文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査社員の指示に従う。

## 18. その他

- (1) 受託者は、本特記仕様書に疑義が生じたとき、又は本特記仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、調査社員と速やかに協議すること。
- (2) 成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 中間貯蔵区域内にて熊が確認されているため、安全対策を講じること。なお、熊とみられる野生動物を目撃等した場合は、安全を確保し、警察に通報するとともに調査社員に速やかに報告すること。

以上

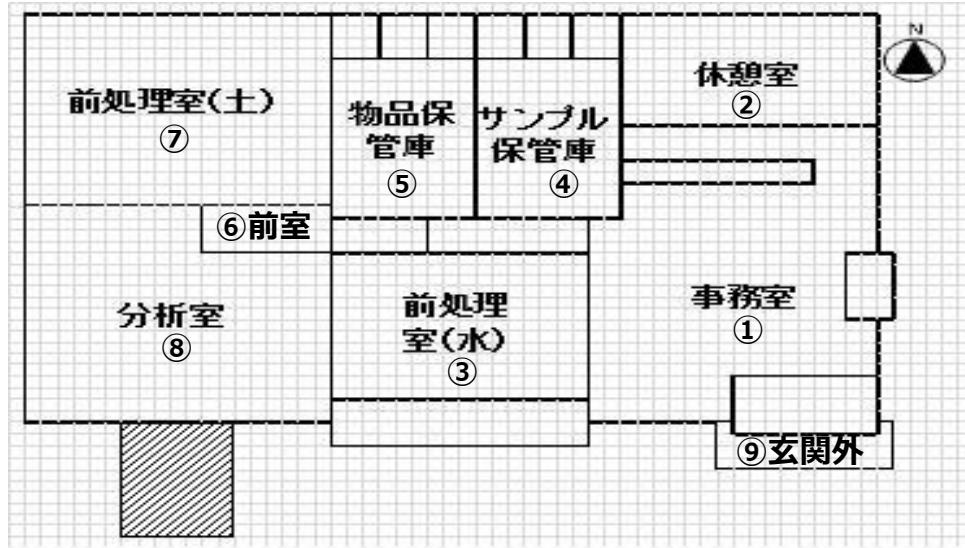
# 添付資料- 1 分析施設(向畠) の位置と外観



## 添付資料-2 分析施設(向畠) レイアウト



前処理室（土）



単位 :  $\mu\text{Sv}/\text{h}$

- ① 0.40
- ② 0.51
- ③ 0.35
- ④ 0.32
- ⑤ 0.32
- ⑥ 0.33
- ⑦ 0.39
- ⑧ 0.37
- ⑨ 0.61

R7.10.31測定



分析室

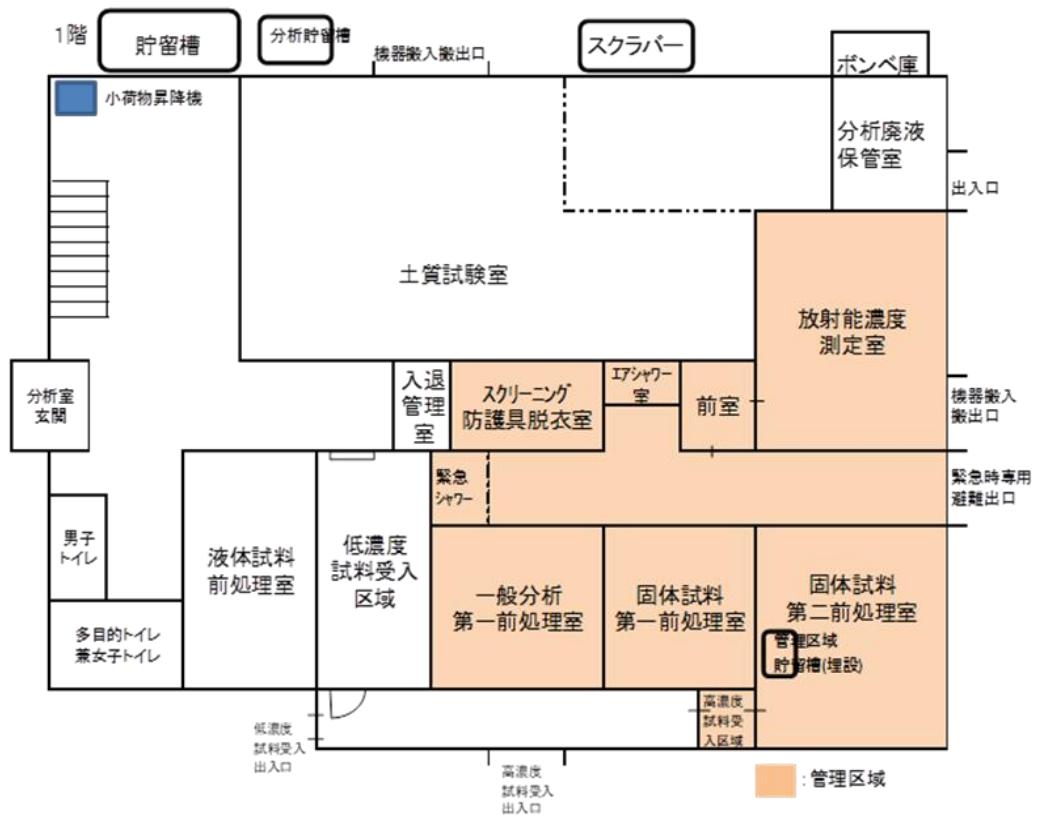


前処理室（水）



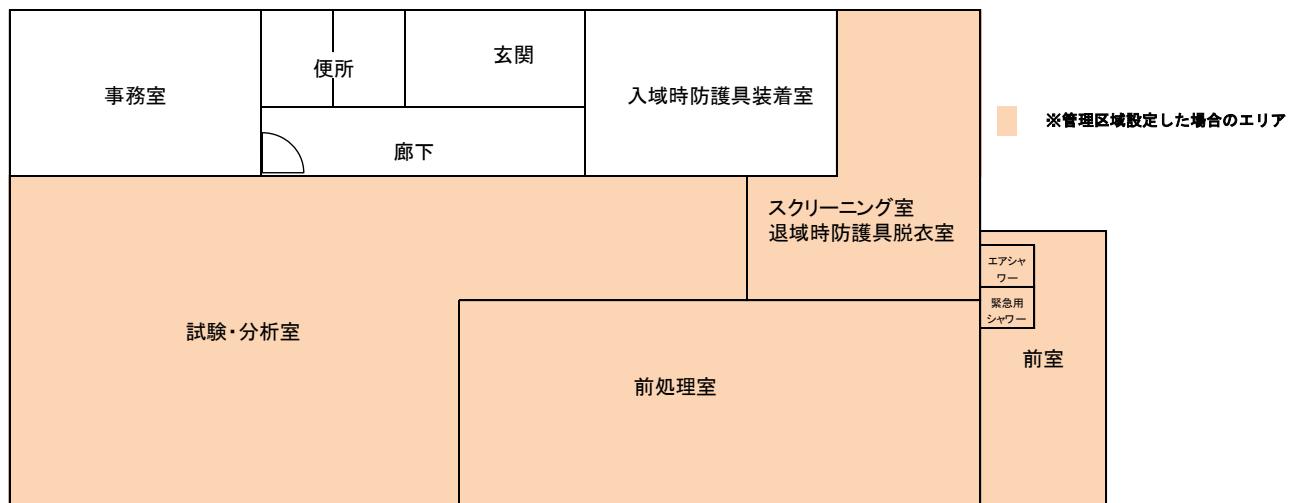
事務室

### 添付資料-3 分析施設（技術実証フィールド）のレイアウト等



試験室名	役割
土質試験室	放射能低濃度試料に対する土質試験並びに、低濃度土壤等の放射能分析の前処理
液体試料前処理室	放射能低濃度試料の放射能分析の前処理、BOD分析
一般分析第二前処理室	放射能低濃度試料の溶出操作、pH、濁度、EC測定、放射能低濃度試料並びに高濃度試料(分取後)の一般分析前処理
機器分析室	原子吸光分析、イオンクロマト分析、X線回折分析
放射線管理区域	放射能高濃度試料の溶出操作、pH、濁度、EC測定、高濃度水試料の放射能分析の前処理
固体試料第一前処理室	高濃度灰試料の放射能分析の前処理、高濃度灰試料の試料分取(溶出用、一般分析用)
固体試料第二前処理室	高濃度土試料等の放射能分析の前処理、高濃度土試料の試料分取(溶出用、一般分析用)
放射能濃度測定室	Ge半導体検出器を用いた放射能測定

## 添付資料-4 技術実証施設（双葉）のレイアウト等



放射線 管理区域	前処理室	溶出操作、pH、濁度、EC測定、水試料・固体試料の放射能分析の前処理、蛍光X線測定の前処理、固体試料の粉碎・破碎
	試験・分析室	ICP-OES 分析・前処理(酸分解)、シンチレーションカウンターCsI 検出測定装置による放射能測定、蛍光 X 線測定

添付資料-5 委託者が準備する分析装置(分析施設(向畠) )

機器名称	型式	数量
ゲルマニウム半導体測定装置	SEIKO EG&G製 GEM35、GEM25	2台
全β放射能濃度測定装置	日立製 JDC-1137	1台
乾燥器	ヤマト科学製 DNF911	2台
粉碎器	大起理化製 DIK-2610	1台
簡易ドラフト	オリエンタル技研製 483	1台
電子天秤	島津製作所製 AUX220、TX4202N	2台
赤外線水分計	Kett製 FD-720	1台
pH/電気伝導率計	堀場製作所製 D-74SE	1台
塩素イオン計	笠原理化製 CL-11Z	1台

## 添付資料－6 委託者が準備する分析機器(分析施設(技術実証)及び技術実証施設(双葉) )

### I. 分析施設(技術実証)

#### 1. 土質試験室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	純水製造器	Elix Advantage5	製造能力 5l/h 純度比抵抗値 5 MΩ・cm以上 供給水水道水、井水 通常運転水量29l/h タンク容量60L(実容量51L)タンク殺菌灯付き	1	台	メルク(株)
②	電子天秤	GX-3000	秤量3000g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.01g 盤サイズ150mm×150mm以上 電源AC100V 校正JCSS校正付き	1	台	エー・アンド・デイ
③	高温乾燥炉	DKN812	方式強制送風循環 温度制御範囲(室温+10)~210°C 内槽・断熱材ステンレス鋼板・グラスウール 安全機能自己診断機能、キーロック機能、 過昇防止器、漏電ブレーカー 庫内寸法W600mm以上、D500mm以上、H1000mm以上 庫内容量300L以上 電源AC200V 排気口 2個 φ30mm	1	台	ヤマト科学(株)
④	丸形デシケーター	85-1532 250型 (ISOLAB)	直 径: 24cm以上 材 質: ガラス製 付属品: デシケーター用中板	4	台	三商
⑤	電子天秤	MC-1000	秤量 400g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.1mg 電源AC100V 校正JCSS校正付き 備考 防塵・防水機能付き	1	台	エー・アンド・デイ
⑥	恒温乾燥炉	DKN602	方式強制送風循環 温度制御範囲(室温+10)~250°C 内槽・断熱材ステンレス鋼板・グラスウール 安全機能自己診断機能、キーロック機能、過昇防止器、漏電ブレーカー 庫内寸法W600mm以上、D500mm以上、H500mm以上 庫内容量150L以上 電源AC100V 排気口 2個 φ30mm	1	台	ヤマト科学(株)
⑦	電気マッフル炉	1500Plus	最高温度1100°C 炉内寸法W200mm以上、H200mm以上、D300mm以上 ヒータ容量3.5kW以上 昇温時間 約45min/1100°C 温度分布 約±5°C (1100°Cにおいて)	1	台	デンケン・ハイデンタル(株)
⑧	電子天秤	HV-15KCWP	秤量 10kg程度 最小表示5g 電源AC100V 校正JCSS校正付き 備考 防塵・防水機能付き	1	台	エー・アンド・デイ
⑨	電子天秤	HV-60KCWP	秤量 20kg程度 最小表示10g (30kgで) 電源AC100V 校正JCSS校正付き 備考 防塵・防水機能付き	1	台	エー・アンド・デイ
⑩	ピクノメーター	-	準拠規格 土粒子の密度試験 (JIS A 1202:-2009) 材質 ガラス製 容量 100ml	36	個	-
⑪	乳鉢・乳棒	-	材質 メノウ 直径 18cm程度	2	式	-
⑫	土粒子密度試験試料調製用金属製丸ふるい	-	目開き2.0mm 材質ステンレス 寸法 φ200×h60mm程度 目開き検定付き	1	個	-
⑬	粒度分布測定用金属製丸ふるい	-	目開き75 μm、106 μm、250 μm、425 μm、850 μm、2mm、 4.75mm、9.5mm、19mm、26.5mm、37.5mm、53mm、75mm 材質ステンレス 寸法 φ200×h60mm程度 付属品 受皿・蓋 目開き検定付き	2	式	-
⑭	粒度分散装置	-	準拠規格 土の粒度試験 (JIS A 1204:2009) 電源AC100V 回転数 最大10,000rpm	1	台	-
⑮	電磁式自動ふるい振とう機	-	粒度分布測定用金属製丸ふるいを一度に7種以上、受皿及び蓋を含め8段以上設置できるもの	1	台	-
⑯	液性限界測定器	-	準拠規格 土の液性限界・塑性限界試験 (JIS A 1205-2009) 本体 真鍮皿、調整装置、ハンドル、ゴム栓 付属品 溝切落下調整ゲージ、ヘラ、携帯用格納箱	1	台	-
⑰	塑性限界試験用すりガラス	-	準拠規格 土の液性限界・塑性限界試験 (JIS A 1205:2009) 寸法 300×400×厚さ6mm	2	枚	-
⑱	土の液性限界・塑性限界試験試料調製用金属製丸ふるい	-	目開き425 μm 材質ステンレス 寸法 φ200×h60mm程度 目開き検定付き	1	個	-
⑲	強熱減量試験試料調製用金属製丸ふるい	-	目開き2.0mm 材質ステンレス 寸法 φ200×h60mm程度 目開き検定付き	1	個	-

(20)	突固め試験器（φ150mm用）	-	準拠規格 突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210:2009) 構成 モールド、カラー、底板、スペーサーディスク モールド寸法 内径φ150mm×h175mm カラー寸法 内径φ150mm×h60mm 底板寸法 直径約200mm スペーサーディスク 直径φ148mm×h50mm CBR試験にも利用可	2	個	-
(21)	突固め試験器（φ100mm用）	-	準拠規格 突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210:2009) 構成 モールド、カラー、底板 モールド寸法 内径φ100mm×h127mm カラー寸法 内径φ100mm×h50mm 底板寸法 直径約200mm モールド内容量1000ml	2	個	-
(22)	コーンペネトロメーター（貫入試験器）	-	準拠規格 締固めた土のコーン指指数試験 (JIS A 1228:2009) 力計 ブルーピングリング ハンドル1個 ロッドφ16mm×500mm (目盛付) コーン30° (底面積3.24cm <sup>2</sup> 、6.45cm <sup>2</sup> ) ケース 携帯用格納箱及び収納箱 附属品スパナ2本	1	式	-
(23)	CBR試験用突固め試験器（φ150mm用）	-	準拠規格 CBR試験 (JIS A 1211:2009) 構成 モールド、カラー、底板 モールド寸法 内径φ150mm×h175mm カラー寸法 内径φ150mm×h60mm 底板寸法 直径約200mm スペーサーディスク装着時のモールド内容量2209ml	12	個	-
(24)	CBR試験用スペーサーディスク	-	準拠規格 CBR試験 (JIS A 1211:2009) 寸法 φ148mm×h50mm CBR試験用突固め試験器（φ150mm用）に装着時のモールド内容量2209ml	1	個	-
(25)	CBR試験試料調製用金属製丸ふるい		目開き37.5mm 材質ステンレス製 寸法φ200×h60mm程度 目開き検定付き	1	個	-
(26)	膨張量測定装置	-	構成 供試体の吸水膨張量を最小目盛0.01mm、最大20mmまで測定できる変位計（ダイヤルゲージ）及びその取付器具（ゲージホルダー）からなる 準拠規格 CBR試験 (JIS A 1211:2009)	12	個	-
(27)	軸付有孔板	-	準拠規格 CBR試験 (JIS A 1211:2009) 重量5kg	12	個	-
(28)	水槽	-	CBR試験 (JIS A 1211:2009)に準拠して、CBR試験用突固め試験器（φ150mm用）のモールド等からなる試験器を用いた吸水膨張試験を同時に12点以上できる大きさを持つもの。 排水栓付であり、材質はFRP製。	1	個	-
(29)	CBR荷重板	-	準拠規格 CBR試験 (JIS A 1211:2009) 重量1.25kg/枚 材質 鉛製	8	枚	-
(30)	トリマー	-	準拠規格 土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216:2009) 直径φ35及び50mmを有する供試体を成形できる	1	個	-
(31)	マイターボックス	-	準拠規格 土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216:2009) 直径φ50mmの供試体の高さを整えられるもの。	1	個	-
(32)	自動突固め試験機	-	突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210-2009)に準拠した締固め試験ができるもの。 附属品 自動用ランマー2.5kg及び4.5kgを各々1個含む ランマー落下高さは30cm及び45cm 円周5~10回程度につき中央1回の突固めが出来るようにテーブルが回転する プリセット付積算カウンターにより、突固め回数を設定できる 巻き込み防止用の安全装置付き	1	台	-
(33)	手動油圧ジャッキ式試料抜き取り機	-	突固め試験器のモールドから、供試体を抜き取ることが出来るもの モールド直径φ100及び150mm兼用	1	台	-

(34)	土の力学試験装置	-	(ア) 電動式CBR試験装置 準拠規格 CBR試験方法 (JIS A 1211:2009) CBR貫入試験ができる治具を備える CBR試験のデータ解析のためのPC(Microsoft Officeを備えるもの)及び解析ソフトを備える 貫入ピットを貫入速度1mm/min一定で自動で貫入できる 荷重計の容量は50kN程度 プリンタ (A4印刷及び両面印刷が可能なもの。AC100V) (イ) 電動式一軸圧縮試験装置 準拠規格 土の一軸圧縮試験方法 (JIS A 1216:2009) 附属品 φ50mm×h100mmの寸法を有する供試体の一軸圧縮試験ができる治具を備える φ50mm×h100mmの寸法を有する供試体の、50kN/m <sup>2</sup> から5000kN/m <sup>2</sup> の一軸圧縮強度を測定できる 一軸圧縮試験のデータ解析のための解析ソフトを備える 解析ソフト上記(ア)で用意したPCにインストールでき、データ解析ができること	1	式	-
(35)	ソイルミキサー	-	構成 本体、ボウル(練混容器)、ビーター(パドル)、ドゥフック(パドル) ボウル 容量20L程度、ステンレス製 ビーター ステンレス製 ドゥフック ステンレス製 パドルの回転数が100rpmから400rpmで攪拌が行え(安全ガード付き)	1	台	-
(36)	浮標ボイコス比重計	-	準拠規格 v 土の粒度試験 (JIS A 1204:2009) 材質ガラス製 目盛範囲0.995～1.050 最小目盛0.001 15°C水中検定付き	2	個	-
(37)	含水比試験用バット	-	寸法：100mm×130mm×高さ30mm程度	72	個	-
(38)	配合一軸試験用モールド	-	寸法：φ50×100mm カラー底板付き	1	個	-
(39)	整形用直ナイフ(一軸、締固め、CBR)	KS-52	-	1	個	関西機器製作所
(40)	試料調製用角ふるい(9.5mm)	-	サイズ：幅350～500×奥行600～800×網上70～100mm程度	1	個	-
(41)	配合試験用角ふるい(37.5mm)	-	サイズ：幅350～500×奥行600～800×網上70～100mm程度	1	個	-
(42)	変水位透水試験機(3連)	-	・架台 3連型上下分割式、下部レベルパッドアジャスター付 ・給水装置 貯水槽 容量約10L×1台、給水槽 容量約2L×1個 真空ポンプで吸引し、貯水槽内で脱気水を作れる。 ・脱気装置 リーク弁付き真空ポンプ×1台、オイルミストトラップ×1個、真空槽(真空計付き)×1個、レギュレーター×1個 ・スタンドパイプ 内径φ5mm×3本、10mm×3本、20mm×3本、長さ：全て約1,400mm、材質：ガラス製、目盛：メジャーテープ ・変水位透水試験用モールド 内径100mm×高さ127.5mm×3台 ・透水材 上側金網φ94mm 目開き425μm×3枚、目開き75μm×3枚、下側金網φ98mm 目開き425μm×3枚、目開き75μm×3枚 ・供試体作製付属品 底板φ180mm×1個、カラー×1個	1	台	テスコ株式会社
(43)	アララベンチ(局所排気装置)	JER-1S	・380×350×1,100 (mm) ・AC100V・50/60Hz(6.0/7.8A) ・400W ・風量9m <sup>3</sup> /min ・専用HEPAフィルタ寸法・305×305×292tmm ・プレフィルタ：トラベロン・AF-120AN 寸法(呼ビ) 305×305×20tmm ・ダクト接続径 φ150mm	1	台	株式会社日本環境調査研究所

## 2. 放射能濃度測定室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	耐火金庫	530EN88WR	テンキー式耐火・耐水金庫 外寸 W404×D476×H522 (mm) 内寸 W300×D300×H410 (mm)	1	台	ディプロマット・ジャパン(株)
②	ゲルマニウム半導体検出器	GEM20	検出部×1台、多重波高分析器(MCA)×1台、遮へい体×1台、液体窒素蒸発防止装置×1台、制御解析装置(パソコン)×1台、プリンタ×1台、無停電電源装置×2台、横型オートサンプラー(2Lマリネリ10個、U-8のカセットを導入可)	1	台	セイコ-EG&G(株)
③	温湿度計	AD-5640B	-	1	個	エー・アンド・デイ

④	酸素濃度計	EA733CA-1	-	1	個	エスコ
⑤	マリネリ	DS-C2001A00	2Lマリネリ容器	10	個	セイコ-EG&G(株)
⑥	U-8ガイド φ70用治具	DS-S0130-1170	-	1	個	セイコ-EG&G(株)
⑦	U-8ガイド重り	DS-S0130-1200	-	1	個	セイコ-EG&G(株)
⑧	押込み棒	E63-128-310	U-8用(46φ*205H)	2	個	関谷理化
⑨	ノギス	150m1-894-01	デジタルノギス	2	個	アズワン
⑩	キャリングトレー	3-183-01		4	個	アズワン
⑪	角バット	1-4534-03	296×231×49mm	10	個	アズワン
⑫	ゴムヘラ	-	PC柄シリコンヘラ 小	2	個	-
⑬	薬さじ	9-890-04	ラボランスプーン 210mm 11本入	1	個	-
⑭	デシケーター	1-5208-01-01	スタンダードデシケーター-BG SD-BG2	1	個	アズワン
⑮	ハンマー	-	プラスチックハンマー №70	2	個	VESSEL
⑯	ピンセット1	419-25-25-12	ステンレス ピンセット 150	2	個	サンダイア
⑰	ピンセット2	-	ステンレスピンセット	2	個	ツイザー
⑱	ふるい	5-3295-25	ステンレスふるい 2mm	1	個	アズワン
⑲	洗浄瓶	1-5920-01	MK-広口型 1L	2	個	アズワン

### 3. 液体試料前処理室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	天秤	G X -4000	秤量4000g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.01g 盤サイズ150mm×150mm以上 電源AC100V 校正JCSS校正付き	1	台	エー・アンド・デイ
②	ろ過用真空ポンプ	CAS-1	到達真空度29.2kPa (219Torr~-72kPa) 最高圧力172kPa (24.5PSIG) 電源電源: AC100V 50/60Hz 1.7/1.4A 排気量50Hz/9.2L/min、60Hz/11L/min 接続口径 φ8mm (推奨チューブ内径 φ5mm) (吸排両用型)	1	台	アズワン(株)
③	BOD測定装置	-	クールインキュベーター 型番1-6684-0 3台 DOメーター 型番B-100TA 1台 DOプローブ 型番BTP-1 2台 ワグニット 型番WA-BS2 2個 曝気装置 型番63-6469-82 1台 BOD フランびん (5個入) 型番050-530-1004A 4式 コニカルビーカー200ml 型番 1-7116-03 4個 共栓メスシリンドラー250ml 型番 1-8563-08 2個 pHメーター 型番 1-062-01-20 1台 角バット(フラットエッジタイプ) 型番 1-2393-02 4個 BOD 希釀水調整試液 型番 080530-041 1個	1	式	-

### 4. 一般分析第一前処理室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	振とう機(溶出用)	TS-20	振とう方式 往復振とう 振とう速度 25~200r/min 振幅 10~50mm (無段階可変) 許容負荷質量 約20kg (容器押さえ棒や振とう台は含まず) 振とう速度表示 デジタル表示、DCモータ制御方式 タイマー 振とう開始時刻設定/運転時間設定 (各最大300時間) 電源 AC100V、最大2A以下 容器架数 広口ポリ瓶横置きの場合: 5L×6本、3L×10本、2L×14本、1L×21本、500mL×44本 (付属品) 容器押さえ棒 (長) ×4本、TS-20用容器押さえ棒 (短) ×4本、タイマー用調整ドライバー	1	台	タイテック(株)
②	天秤	G X -4000	秤量4000g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.01g 盤サイズ150mm×150mm以上 電源AC100V 校正JCSS校正付き	1	台	エー・アンド・デイ

③	ろ過用真空ポンプ	CAS-1	到達真空度29.2kPa (219Torr・-72kPa) 最高圧力172kPa (24.5PSIG) 電源電源：AC100V 50/60Hz 1.7/1.4A 排気量50Hz／9.2L/min、60Hz／11L/min 接続口径 φ8mm (推奨チューブ内径φ5mm) (吸排両用型)	1	台	アズワン(株)
④	遠心分離機	H-80R α RF-400ズ イングロータ	冷却機能あり 最高回転数16,110 最大遠心力16,110G 最大容量4×500ml 電源AC100V	1	台	コクサン(株)
⑤	pH計	HM-20J	測定方式 ガラス電極法 測定範囲 pH0～14 分解能 0.01pH (付属品) pH複合電極、pH6.86標準液(500ml)、pH4.01標準液(500ml)、3.3mol/L KCL(50ml)、電極スタンド、電極ホルダ、電極アタッチメント、支柱、ストッパ、ポリビーカ(150ml)、ACコード、アース線、ACアダプタ	1	台	東亜ディーケー(株)
⑥	電気伝導率計	CM-20J	表示レンジ 0～2.000mS/m、0～20.00mS/m、0～200.0mS/m、0～2.000S/m、0～20.00S/m 温度補償範囲 0～60.0°C 動作温度範囲 0～40.0°C (付属品) 電気伝導率セル、電極スタンド、電極ホルダ、電極アタッチメント、支柱、ストッパ、ポリビーカ(150ml)、ACコード、アース線、水銀温度計	1	台	東亜ディーケー(株)
⑦	濁度計	TCR-5Z 検出器TCR-5ZD	測定原理 ダブルビーム透過法測定法 (吸光光度法) 測定範囲 色度0.0～50.0度 (白金コバルト色度標準) 濁度0.0～50.0度 (ポリスチレン濁度標準) 吸光度0.000～1.999Abs 測定方式 センサー部浸漬測定 分解能 0.1度 (10度以下で0.01度に切り替え表示可能)、0.001Abs 校正 ゼロ：純水による、スパン：標準液"1.0"度 (付属品) ※2mケーブル、ケース付き 濁度標準液 (5種混合ポリスチレン) 10度 250mL 色度標準液 (塩化白金酸コバルト) 10度 250mL	1	台	笠原理化工業株式会社
⑧	乾燥機(強制循環式)	DKN602	方式強制送風循環 温度制御範囲(室温+10)～250°C 内槽・断熱材ステンレス鋼板・グラスウール 安全機能自己診断機能、キーロック機能、過昇防止器、漏電ブレーカー 庫内寸法W600mm以上、D500mm以上、H500mm以上 庫内容量150L以上 電源AC100V 排気口2個 φ30mm	1	台	ヤマト科学(株)
⑨	薬品庫	上部：SR-B-5、下 部：SR-T-II	外寸法上部 W710mm、D600mm、H800mm 下部W710mm、 D600mm、H800mm 材質ステンレス(SUS304製) 収納数 上部500ml 75本(3段) 下部4000ml 18本(2段)	1	台	オリエンタル技研工業(株)
⑩	試料保冷庫	MPR-514-PJ	温度制御範囲 2°C～14°C可変 (周囲温度：-5°C～+35°C無負荷) 容量489L以上 外寸 900×600×1790mm	1	台	PHC株式会社
⑪	洗瓶	-	500mL 分析室内共有使用	10	個	
⑫	水切りワゴン	-	3段 分析室内共有使用	3	個	
⑬	デシケーター	1-5208-01-01	スタンダードデシケーターBG SD-BG2 分析室内共有使用	4	個	アズワン
⑭	特大平バット	5-183-01	廃液保管防液用 分析室内共有使用	10	個	アズワン

## 5. 固体試料第一前処理室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	乾燥機(強制循環式)	DKN602	方式強制送風循環 温度制御範囲(室温+10)～250°C 内槽・断熱材ステンレス鋼板・グラスウール 安全機能自己診断機能、キーロック機能、過昇防止器、漏電ブレーカー 庫内寸法W600mm以上、D500mm以上、H500mm以上 庫内容量150L以上 電源AC100V 排気口2個 φ30mm	1	台	ヤマト科学(株)
②	精密天秤	GH-252	秤量 220g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.1mg 皿サイズ90mm×90mm程度 電源AC100V 校正JCSS校正付き ※アクリル製全面開放防風フード含む	1	台	エー・アンド・ディ

(3)	破碎機	ジョークラッシャー P-1(モデルⅠ)(別製ホッパー、掃除機(極HEPA)含む)	破碎方法：固定ジョーと回転ジョーの圧力による粉碎方式 回転数：308rpm (定速回転) 騒音レベル：約85dB (A) 使用分野：鉱物、地質、ガラス、窯業、土壤、化学原料一般、セメント、コンクリート等 投入方式：バッチ式 試料投入サイズ：最大約60mm 電源・消費電力：100Vで使用可能で約1900W程度 (必要に応じてオストーカー含む) 刃の材質：工具鋼 但しジルコニアやタンゲステンカーバイトも使用可能であること 刃の設定幅：最小1mm、最大15mm程度 粉塵対策：本体の側面に穴付きのプレートを取り付け集塵用の掃除機を取付けられること (付属品) サンプル等入構開け閉め可能とするアクリルフード、HEPAフィルター付き掃除機 ※タテ型ステンレス製ホッパー ※集塵システム用アダプター	1	台	フリッチュ・ジャパン株式会社
(4)	粉じん封じ込めヒュームフード	483	本体外寸 W1300×D750×H1300程度 (フィルターを含む) 本体内寸 W1150×D650×H950程度 架台 W1300×D750×H800程度 (吊り出し付) フィルター HEPAフィルター及びプロafilタ-	1	台	オリエンタル技研工業(株)
(5)	赤外線水分計	FD-720	最小水分表示0.01%、質量表示1mg オプション プリンターVZ-330	1	台	ケット科学研究所

## 6. 固体試料第二前処理室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	乾燥機(強制循環式)	DKN602	方式強制送風循環 温度制御範囲(室温+10)～250°C 内槽・断熱材ステンレス鋼板・グラスワール 安全機能自己診断機能、キーロック機能、過昇防止器、漏電ブレーカー 庫内寸法W600mm以上、D500mm以上、H500mm以上 庫内容量150L以上 電源AC100V 排気口2個 φ30mm	1	台	ヤマト科学(株)
②	精密天秤	GH-252	秤量 220g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.1mg 皿サイズ90mm×90mm程度 電源AC100V 校正JCSS校正付き ※アクリル製全面開放防風フード含む	1	台	エー・アンド・デイ
③	天秤	G X-4000	秤量4000g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.01g 皿サイズ150mm×150mm以上 電源AC100V 校正JCSS校正付き	1	台	エー・アンド・デイ
④	自動乳鉢	AMM-140D	サイズ：210×350×600～775 (mm) モーター：上・下各1台 AC100V 46W/41W 電源コード長：4.5m (2Pプラグ付) 回転数 (50/60Hz) 乳棒部／100/120rpm、乳鉢部／6/7rpm (付属品) 乳鉢AM-14D、乳棒AM-14B、ヘラAN-20H	1	台	日陶科学株式会社 (三商)
⑤	粉じん封じ込めヒュームフード	483	本体外寸 W1300×D750×H1300程度 (フィルターを含む) 本体内寸 W1150×D650×H950程度 架台 W1300×D750×H800程度 (吊り出し付) フィルター HEPAフィルター及びプロafilタ-	1	台	オリエンタル技研工業(株)
⑥	粉碎機	DIK-2610 RK4 II	方式：無粉じん型自動粉碎篩い分け 運転時間：30～120秒/sec 加減速度：10～80rpm/秒 投入方式：100～800rpm 処理量：風乾土壤約150g×4	1	台	大起理化工業(株)
⑦	粒度分布測定用金属製丸ふるい	-	目開き75μm、106μm、250μm、425μm、850μm、2mm、4.75mm、9.5mm、19mm、26.5mm、37.5mm、53mm、75mm 材質ステンレス 寸法φ200×h60mm程度 付属品 受皿・蓋 目開き検定付き	1	台	-
⑧	電磁式自動ふるい振とう機	MIC-113-0-02	粒度分布測定用金属製丸ふるいを一度に7種以上、受皿及び蓋を含め8段以上設置できるもの	1	台	(株)マルイ製

## 7. 一般分析第二前処理室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	振とう機(溶出用)	TS-20	振とう方式 往復振とう 振とう速度 25~200r/min 振幅 10~50mm (無段階可変) 許容負荷質量 約20kg (容器押さえ棒や振とう台は含まず) 振とう速度表示 デジタル表示、DCモータ制御方式 タイマー 振とう開始時刻設定/運転時間設定 (各最大300時間) 電源 AC100V、最大2A以下 容器架数 広口ポリ瓶横置きの場合: 5L×6本、3L×10本、2L×14本、1L×21本、500mL×44本 (付属品) 容器押さえ棒 (長) ×4本、TS-20用容器押さえ棒 (短) ×4本、タイマー用調整ドライバー	1	台	タイテック(株)
②	振とう機(抽出用)	SR-2DW (HE-3ホルダーセット)	振とう方式 往復振とう (縦専用) 振とう速度 50~300r/min 振幅 40mm (固定) 許容負荷質量 約7.5kg (振とう台含む) ×両面 振とう速度表示 デジタル表示 タイマー デジタル式ON-OFFタイマー (1分~99時間59分) (付属品) ラチェットホルダー: 50ml~1L丸型分液ロート×3本用 2セット	1	台	タイテック(株)
③	精密天秤	GH-252	秤量 220g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.1mg 皿サイズ90mm×90mm程度 電源AC100V 校正JCSS校正付き ※アクリル製全面開放防風フード含む	1	台	エー・アンド・デイ
④	天秤	G X -4000	秤量4000g程度 (校正用分銅内蔵型) 最小表示0.01g 皿サイズ150mm×150mm以上 電源AC100V 校正JCSS校正付き	1	台	エー・アンド・デイ
⑤	ろ過用真空ポンプ	CAS-1	到達真空度29.2kPa (219Torr~-72kPa) 最高圧力172kPa (24.5PSIG) 電源電源: AC100V 50/60Hz 1.7/1.4A 排気量50Hz/9.2L/min、60Hz/11L/min 接続口径 φ8mm (推奨チューブ内径 φ5mm) (吸排両用型)	1	台	アズワン(株)
⑥	遠心分離機	H-80R α RF-400ズ イングロータ	冷却機能あり 最高回転数16,110 最大遠心力16,110G 最大容量 4×500ml 電源AC100V	1	台	コクサン(株)
⑦	pH計	HM-20J	測定方式 ガラス電極法 測定範囲 pH0~14 分解能 0.01pH (付属品) pH複合電極、pH6.86標準液(500ml)、pH4.01標準液(500ml)、3.3mol/L KCL(50ml)、電極スタンド、電極ホルダ、電極アタッチメント、支柱、ストッパ、ポリビーカ(150ml)、ACコード、アース線、ACアダプタ	1	台	東亜ディーケーケー(株)
⑧	電気伝導度計	CM-20J	表示レンジ 0~2.000mS/m、0~20.00mS/m、0~200.0mS/m、0~2.000S/m、0~20.00S/m 温度補償範囲 0~60.0°C 動作温度範囲 0~40.0°C (付属品) 電気伝導率セル、電極スタンド、電極ホルダ、電極アタッチメント、支柱、ストッパ、ポリビーカ(150ml)、ACコード、アース線、水銀温度計	1	台	東亜ディーケーケー(株)
⑨	濁度計	TCR-5Z 検出器(TCR-5ZD)	測定原理 ダブルビーム透過法測定法 (吸光光度法) 測定範囲 色度0.0~50.0度 (白金コバルト色度標準) 濁度0.0~50.0度 (ポリスチレン濁度標準) 吸光度0.000~1.999Abs 測定方式 センサー部浸漬測定 分解能 0.1度 (1度以下で0.01度に切り替え表示可能)、0.001Abs 校正 ゼロ:純水による、スパン:標準液"1 0 "度 (付属品) ※ケーブル2m、ケース付き 濁度標準液 (5種混合ポリスチレン) 10度 250mL 色度標準液 (塩化白金酸コバルト) 10度 250mL	1	台	笠原理化工業株式会社
⑩	加熱分解装置 5連	EHP-01-5EL	水銀定量用分解装置 (電気式) 電源種類: 単相100V/30A×2個 外寸: W1100×D350×H1150 (mm) 以内 水銀定量用分解装置は、冷却器と濃縮管は直結構造、給・排水管は設置場所に応じて左右どちら側でも配管可能のこと。また、マントルヒーターの取り外し、取り付けは、工具なしで可能のこと。 (付属品) 2口フラスコ、濃縮管、滴下ロート、ジムロート冷却器、吸引栓5セット	1	台	(株)スギヤマゲン

⑪	サーチュレーター	CA-1330	冷却循環方式：空冷式・密閉系向循環 対応循環水：浄水、純水（電気伝導率0.1mS/m(1μS/cm)以上） 温度設定範囲：10~30°C（ヒーターなし） 冷却コイル：SUS304 (付属品) 保冷ホースセット (2m) 100V/11A×1個	1	台	東京理化機器(株)
⑫	ホットプレート	ABS-300	性能：酸性ガス雰囲気用 仕様温度範囲：室温～350°C トッププレート (mm) : W300 × D250	2	台	アサヒ理化
⑬	純水製造機	Elix Advantage5	製造能力 5l/h 純度比抵抗値 5 MΩ・cm以上 供給水水道水、井水 通常運転水量29l/h タンク容量60L(実容量51L) タンク殺菌灯付き	1	台	メルク(株)
⑭	乾燥機(強制循環式)	DKN602	方式強制送風循環 温度制御範囲(室温+10)～250°C 内槽・断熱材ステンレス鋼板・グラスウール 安全機能自己診断機能、キーロック機能、過昇防止器、漏電ブレーカー 庫内寸法W600mm以上、D500mm以上、H500mm以上 庫内容量150L以上 電源AC100V 排気口 2個 φ 30mm	1	台	ヤマト科学(株)
⑮	薬品庫	上部：SR-B-5、下部：SR-T-II	外寸法上部 W710mm、D600mm、H800mm 下部W710mm、D600mm、H800mm 材質ステンレス(SUS304製) 収納数 上部500ml 75本(3段) 下部4000ml 18本(2段)	1	台	オリエンタル技研工業(株)
⑯	試料保冷庫	MPR-514-PJ	温度制御範囲 2°C～14°C可変 (周囲温度：-5°C～+35°C無負荷) 容量489L以上 外寸 900 × 600 × 1790mm	1	台	PHC株式会社
⑰	マイクロ波試料分解装置	TOPwave	マイクロウェーブ 出力：0～1450W 周波数：2450MHz 最大圧力：150bar 耐熱温度：300°C 容量：100mL 分解容器本数：8本（最大容器本数24本） 温度/圧力センサ：非接触方式（光学式）センサ 範囲精度：80～300°C、精度±1°C/200°C/0-150bar ±5bar/70bar 材質：ステンレス製 多層膜フッ素コートイング（耐熱約350°C） 安全基準：CE準拠 (EN335-25,EN50081-1,EN50082-1)	1	台	アナリティクイエナジャパン(株)
⑱	標準分銅	0906-65-55-97	F1級 計2kg 分析室内共有使用	1	セット	東京硝子器械
⑲	実用分銅	0906-65-53-21	計2kg 分析室内共有使用	1	セット	東京硝子器械
⑳	デシケーター	1-5208-01-01	スタンダードデシケーター-BG SD-BG2 分析室内共有使用	4	個	アズワン
㉑	特大平バット	5-183-01	廃液保管防液用 分析室内共有使用	10	個	アズワン
㉒	ふるい	-	メッシュ：2mm	6	個	-
㉓	乳鉢（乳棒付き）	95-0627	メノウ乳鉢（乳棒付）深型 CD120	2	個	三商
㉔	ふるい	-	メッシュ：5mm(4.75mm)	6	個	-
㉕	分光光度計	型式V-730iRM	紫外可視分光光度計	1	台	日本分光
㉖	四フッ化エチレン樹脂ビーカー	-	100mL	24	個	-
㉗	ウォーターバス	2-1984-02 BS401	1槽 4穴 温度設定範囲 室温 + 5 °C～沸騰温度 (水) 槽内容量 約 9 L 電源AC100V 付属品：リング・フタ・容器取り付けクランプ・スタンド・ クランプ取付用横棒・スタンド用コネクター・ アルコール式温度計 (0～100°C) ・底板	2	式	ヤマト科学
㉘	ウォーターバス	2-1984-04 BS660	1槽 6穴 温度設定範囲 室温 + 5 °C～沸騰温度 (水) 槽内容量 約 14 L 電源AC100V 付属品：リング・フタ・容器取り付けクランプ・スタンド・ クランプ取付用横棒・スタンド用コネクター・ アルコール式温度計 (0～100°C) ・底板	1	式	ヤマト科学
㉙	自動ビュレット（茶褐色 ガラスコック付き）	61-4413-29	容量：10ml 全高(mm)：745 ゴム止外径φ(mm)：8 びん容量：1000ml 材質：ほうけい酸ガラス ガラス種類：D 目盛：0.05ml 許容誤差(ml)：± 0.02ml 付属品：びん・カルシウム管、2連球ゴムスプレー	1	式	柴田化学
㉚	O R P 電極	PS-5111C	ORP複合電極	1	台	東亜DKK

(31)	攪拌機M-103型	61-4427-52	回転数 (rpm) 10~600 最大トルク {kgf・cm} 0.49 {5.0}	1	台	柴田化学
(32)	ポータブル型pH・溶存酸素計	D-210PD-S	キャリングケース : CC-D-200 メータ : D-210PD pH電極 : 9652-20D DO電極 : 9552-20D	1	台	HORIBA
(33)	ポータブル硫酸塩測定器	HI97751	測定範囲 : 0~150 mg/L 分解能 : 1 mg/L 測定方法 : 比濁法	1	台	ハンナ インスツルメンツ
(34)	塩素イオン計	CL-11Z	測定範囲 : 0~2,000 mg/L 分解能 : 0.1~1 mg/L 塩素イオン電極 : CL-2206	1	台	笠原理化工業
(35)	ドラフトチャンバー	RCG-ST-1500E	面速 200mm開時 0.5m/s(サッシュトップ位置) 排気 風速 10m3/min 屋外用湿式スクラバー(形式 AMVSK-20S)付属	2	台	オリエンタル技研工業

## 8. 機器分析室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	X線回折装置	D2 PHASER	X線発生装置部 : 30kV-10mA,300W 程度、セラミックス製 X 線管球 Cu ゴニオメータ部 : 試料水平型 $\theta - \theta$ ゴニオメータ、最小ステップ確度 0.001° 検出器部 : 高速1次元半導体検出器、チャンネル数192チャンネル以上 ソフトウェア : データ測定用・表示解析ソフトウェア、定性データベースICDD PDF2、定性データベースCODデータベース 電源 : AC100V電源対応 (付属品) 空冷循環式送水装置(内蔵)、制御・解析用コンピューター(外付け)、6試料自動交換装置(6試料以上であること)、アルミ試料ホルダー(Φ25mm、深さ0.5mm) 12枚、アルミ試料ホルダー(Φ25mm、深さ0.2mm) 12枚、円形無反射試料ホルダー2枚	1	台	ブルカージャパン(株)
②	イオンクロマトグラフ	Dionex Integrion RFIC	高圧対応イオンクロマトグラフ、グラジェント機能付、流路全体が PEEK 製、溶離液自動調整生成機能付きで有る事※溶離液作成時に器具洗浄等の廃液が出ない事 2~9mm径カラムのアプリケーションに対応 溶離液ジェネレーター、電気伝導度検出器、紫外可視吸光検出器、カラム恒温槽、検出器コンパーメント温調、デガス付 電解再生連続方式サプレッサー(陰イオン/陽イオン) (付属品) オートサンプラーDionex AS-AP(希釈機能付き/バイアル瓶1.5mLと10mL混在可能なこと)、ワクステーション、溶離液ジェネレーター、バーチャルカラム	1	台	サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)
③	原子吸光光度計	ICE3500	フレーム・ファーネス共用機 フレーム測定とファーネス測定の切換え方式は自動 フレーム : D2ランプバックグラウンド補正 バーナーヘッド : 元素ごとの最適条件が自動的に見つける事の出来る燃料流量/自動適化プログラムを付属。チタン製フィン付きAir-C2H2、C2H2-N2O共用でき空冷タイプ。 ファーネス : 交流ゼーマン・D2ランプバックグラウンド補正がサンプルマトリクスに応じて選択的に使用可能。 エシェル型 : 分解能 (0.5nm/mm) 以上。 ホローカソードランプは6本以上装着のターレット式 全自动ガスコントロールシステム、ガス圧監視の安全機構、フレーム監視機構、自动点火/自动消火機構、停電時予備空気にての安全消火及び自动停止機構、恒温フレームの逆火安全弁を有する事。 (付属品) 各元素用ランプ : Ca,Mg,Na,K,Fe,Mn,Cd,Pb,As,Se,Cu,Zn,Cs,Sr,Cr オートサンプラー : ASX-280相当 自動希釈装置:ID100相当 水素化物発生装置 : 予備還元機能付HYD-100相当	1	台	サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)

④	水銀測定装置	RA4500	<p>試料前処理・還元部：試料数 80試料、加熱方式 赤外線ヒーター、試料ステージ 耐酸塗膜アルミブロック、試料有無/色判断光センサー、試料容器 5mLガラス製（50個付属）</p> <p>試薬分注部：分注方式 チューブポンプ、分注量 0.1mL～（可変）</p> <p>水銀検出部：測定原理 非分散ダブルビーム冷原子吸光法、測定方法 還元気化法（開放送気方式）、光源 低圧水銀放電管、検出下限 0.0025ng/5mL (0.5ppt)、測定範囲 500ng/5mL (100ppb)、排ガス処理 水銀専用活性炭にて吸着浄化</p> <p>（付属品） ノートパソコンデータ、インクジェットプリンター</p>	1	台	日本インスツルメンツ(株)
⑤	フッ素自動分析装置	オートアナライザー MiSSION-S F	<p>測定方法はJIS K 0102（流れ分析法JIS K 0170）に準拠分析</p> <p>コンソール MiSSION-S</p> <p>蒸留加熱槽</p> <p>オートサンプラー RAS-8000</p> <p>オペレーションソフト SWAAN Ver.2</p> <p>サンプラー洗浄水用ミニポンプ</p> <p>冷却水循環用ミニポンプ</p> <p>パソコン、プリンター</p>	1	台	ビーエルテック株式会社

## II. 分析施設 技術実証施設（双葉）

### 1. 前処理室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	電子天秤	GX-4002A	秤量 4000g (皿サイズ 165mm×165mm)	1	台	エー・アンド・デイ
②	精密天秤	GH-252	秤量250g (皿サイズ:Φ90mm)	1	台	エー・アンド・デイ
③	乾燥機(自然対流式)	DVS602	温度制御:(室温+5)~260°C 容量162L (内寸600*540*500(mm))	1	台	ヤマト科学
④	器具乾燥機(自然対流式)	DG801	温度制御:(室温+5)~70°C 容量460L (内寸620*620*1195(mm))	1	台	ヤマト科学
⑤	破碎機	クラシックラインP-5/4	遊星型ボーラミル、最大試料10mm 容器サイズ: 250,80mL	1	台	フリッチュ・ジャパン
⑥	ろ過器用真空ポンプ	MAS-1	到達真空度:-75kPa 最高排気圧力:0.2MPa、吸排気量:12L/min	1	台	アズワン
⑦	振とう機(溶出用)	TS-20N	往復振とう、振とう速度:25~200 r/min、許容負荷質量:約20kg	1	台	タイテック
⑧	遠心分離機	Model8622 (環境分析)	最大遠心力: 3000 × g (土質溶出試験条件対応) 容量: 4 × 1000mL	1	台	久保田商事
⑨	pH計	F-71S	ガラス電極法 測定範囲:pH0~14 F-71T、スタンダード TouPH pH電極(9615S-10D)、pH標準液(101-S)セット	2	台	HORIBA
⑩	電気伝導率計	DS-71E	表示レンジ: 0.000mS/m~19.99S/m 0.0 μS/m~1.999S/m 0.00mS/m~199.9S/m DS-71T,汎用電気伝導率セル (3552-10D) セット	1	台	HORIBA
⑪	濁度計	TCR-5Z	ダブルビーム透過法測定法 (吸光度法)、測定範囲:0.0~50.0度 (色度、濁度)、0.000~1.999Abs(吸光度)	1	台	笠原理化工業
⑫	粉体閉じ込めヒュームフード	カプトエアスマート392 (付属品 パネル含む)	別途、仕様書による (W1007×D965×H1332(mm))	1	台	オリエンタル技研工業

### 2. 試験・分析室

No.	品名	型式	仕様	数	単位	製造メーカー
①	放射性セシウム測定装置	FD-08Cs100	測定原理: γ線分析法 測定対象:固体・液体・粉体 ピーク同定検出範囲:137Cs、134Cs 検出器形式:γ線シンチレーションカウンター CsI(Tl)検出器 50検体オートサンプラー付き	1	台	クロスレイテクノロジー
②	ICP-OES (ICP発光分光分析装置)	iCAP PRO XP	測光方法:Radial/Axial両測光方式、測光波長167~852 (nm)、検出感度<1ng/mL以下 (本体: W832×D744×H589(mm))	1	台	サーモフィッシュ・サイエンティフィック
③	XRF(蛍光X線分析装置)	Supermini200	手法: 波長分散型 分析範囲: O~U X線管: Pdターゲット,空冷200W 本体寸法: W620×D680×H670(mm)	1	台	リガク
④	マイクロ波試料分解装置	Titan MPS	出力:最大1500W 周波数: 2450MHz 圧力:100bar 容量:8本/100mL,16本/75mL	1	台	パーキンエルマージャパン
⑤	ホットプレート	ABS-300	温度範囲:室温~350°C トッププレート:W300×D250(mm)	2	台	アサヒ理化製作所
⑥	pH計	F-71S	ガラス電極法 測定範囲:pH0~14 F-71T、スタンダード TouPH pH電極(9615S-10D)、pH標準液(101-S)セット	2	台	HORIBA
⑦	純水製造器	Milli-Q IX 7005	水質: A3グレード 除去方法: プレフィルター+活性炭+RD+EDI+UV,EDIはメンテフリー 製造能力: 5L/h タンク容量: 50L	1	台	メルク
⑧	耐火金庫	530EN88WR	材質: 発砲コンクリート、鋼板 耐火性能: 1時間耐火 容量: 36L 寸法: W404×D476×H522(mm))	1	台	ディプロマット・ジャパン
⑨	薬品庫	上部: SR-B-5 下部: SR-T-II	(W710×D600×H1600(mm))	1	台	オリエンタル技研工業
⑩	試料保冷庫	MPR-514-PJ	温度制御: 2°C~14°C、容量約: 489L (外寸:W900×D600×H1790(mm))	1	台	PHC
⑪	ドラフトチャンバー	RCG-ST-1500E	面速 200mm開時 0.5m/s(サッシストップ位置) 排気 風速 10m3/min 屋外用湿式スクラバー(形式 AMVSK-20S)付属	1	台	オリエンタル技研工業

中間貯蔵に係る調査設計業務  
共通仕様書  
(第 5.1 版)

令和 8 年 4 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

## 目 次

### 第1章 総則

1. 1	目的	3
1. 2	適用	3
1. 3	用語の定義	3

### 第2章 業務の実施

2. 1	業務の着手	5
2. 2	受注者の義務	5
2. 3	調査社員	5
2. 4	管理技術者	6
2. 5	主任技術者	6
2. 6	照査技術者	6
2. 7	放射線管理責任者	6
2. 8	管理技術者等に対する措置請求	7
2. 9	提出書類	7
2. 10	テクリスへの登録	7
2. 11	打合せ及び記録等	8
2. 12	業務計画書	8
2. 13	関係官公庁等への手続き等	9
2. 14	調査に必要な手続き等(土地への立入り等)	9
2. 15	立入りの手続き	9
2. 16	立入り範囲	9
2. 17	特殊勤務手当等	9
2. 18	地域との協調	10
2. 19	環境物品等の調達	10
2. 20	業務の成果物	10
2. 21	関係法令及び条例等の遵守	11
2. 22	検査等	11
2. 23	業務の再委任等	11
2. 24	著作権等の扱い	11
2. 25	守秘義務	12
2. 26	個人情報の取り扱い	12
2. 27	情報セキュリティの確保	13

### 第3章 安全等の確保

3.1 安全管理	14
3.2 電離放射線管理に関する事項	14
3.3 中間貯蔵施設区域からの退域	15
3.4 作業災害の防止	15
3.5 盗難及び災害の防止	15
3.6 事故・災害発生時の措置	16
3.7 事故報告書	16

### 第4章 補則

4.1 補則	16
--------	----

## 第1章 総則

### 1. 1 目的

福島県内において除染等に伴って大量に発生した除去土壤等は、一定の期間、中間貯蔵施設において安全に保管を行うこととしている。

本共通仕様書は、中間貯蔵に係る調査設計業務を実施するにあたって共通の事項を定めるものである。

### 1. 2 適用

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が発注する中間貯蔵に係る調査設計業務の実施に関する共通的な仕様等を示し、契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいづれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。設計図書の間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番とし、これによりがたい場合は、調査社員と協議する。
  - ①質問回答書
  - ②現場説明書
  - ③特記仕様書
  - ④図面
  - ⑤共通仕様書
- (3) 受注者は、信義に従って誠実に業務を履行し、調査社員の指示がない限り業務を継続しなければならない。

### 1. 3 用語の定義

本共通仕様書に使用する用語は、次の定義に定めるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）の定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、JESCOの契約職をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書をいい、「特記仕様書」は共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (6) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。

- (7)「現場説明書」とは、業務の入札に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件等を説明した書類をいう。
- (8)「質問回答書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面及び現場説明書に関して、質問受付時に入札参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (9)「調査社員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- (10)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者的一切の権限を履行することができる者で、受注者が定めた者をいう。
- (11)「主任技術者」とは、業務履行の技術上の管理を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- (12)「照査技術者」とは、業務計画書及び成果物の内容の技術上の照査を行う者をいう。
- (13)「放射線管理責任者」とは、作業員等の放射線管理を指揮監督する有資格者で、受注者が定めた者をいう。
- (14)「放射線業務従事者」とは、受注者の指示のもと、除染特別地域、汚染状況重点調査地域等の場所で、個人の被ばく管理が必要な作業場所において、作業を実施する者をいう。
- (15)「同等の能力と経験を有する技術者」とは、業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- (16)「検査」とは、契約図書に基づき検査社員が業務の完了若しくは既済部分又は一部分の完了を確認することをいう。
- (17)「検査社員」とは、業務の検査を行う者をいう。
- (18)「指示」とは、調査社員が管理技術者に対し、業務の履行上必要な事項について、書面によって示し、実行させることをいう。
- (19)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、調査社員と管理技術者が対等の立場で合議し、結論を得て書面に残すことをいう。
- (20)「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (21)「承諾」とは、管理技術者が調査社員に対し書面で申し出た事項について、調査社員が書面により同意することをいう。
- (22)「報告」とは、管理技術者が調査社員に対し、業務の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (23)「提出」とは、管理技術者が調査社員に対し、業務に関する書面又はその他の資料を示して説明し、差し出すことをいう。
- (24)「提示」とは、管理技術者が調査社員に対し、業務に関する書面又はその他の資料を示して説明することをいう。

- (25)「書面」とは、印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は記名したものをいう。なお、記名の場合は、担当者連絡先（部署名、責任者名、担当者名、TEL、FAX、E-mail）を記載又は押印すること。
- (26)「立会」とは、契約図書に示された項目について、調査社員が臨場し、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
- (27)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために、調査社員と管理技術者等が面談等により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (28)「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めるることをいう。
- (29)「質問」とは、不明な点に関する書面をもって問うことをいう。
- (30)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (31)「再委任等」とは、受注者が業務の履行に当たり、業務の一部を第三者に委任又は委託することをいう。
- (32)「業務期間」とは、業務を実施するための準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (33)「業務着手」とは、業務のための準備作業に着手することをいう。

## 第2章 業務の実施

### 2. 1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務の実施のため調査社員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

### 2. 2 受注者の義務

受注者は、契約の履行に当たり業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に發揮しなければならない。

### 2. 3 調査社員

- (1) 発注者は、業務における調査社員（総括調査員、主任調査員及び調査員）を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 調査社員は、契約の履行について発注者に代り監督し指示する権限を有するものであり、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 調査社員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査社員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示に従うものとする。調査社員はその指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

## 2. 4 管理技術者

- (1) 受注者は、管理技術者を1名選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。また、変更した場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、業務に際しては、受注者の使用人等（再委任等先又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。）（以下、「受注者の使用人等」という。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- (3) 管理技術者と主任技術者は、これを兼ねることができるものとする。
- (4) 管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。

## 2. 5 主任技術者

- (1) 受注者は、業務における主任技術者を1名選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。また、変更した場合も同様とする。なお、業務の都合上、複数名配置する場合は、役割分担を明確にした上で全体を総括する者を主任技術者とし、それ以外を「副」として定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 主任技術者は、特記仕様書に示す資格の保有者であり、業務の履行に当たって、日本語に堪能でなければならない。
- (3) 主任技術者に委任できる権限は、契約図書に基づき業務履行の技術上の管理を行うこととする。
- (4) 主任技術者は、調査社員が指示する場合には、関連する他の業務の受注者と十分に協議のうえ相互に協力し、業務を履行しなければならない。

## 2. 6 照査技術者

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める場合には、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。なお、変更した場合も同様とする。
- (2) 照査技術者は、管理技術者及び主任技術者を兼ねることができないものとする。
- (3) 照査技術者は、特記仕様書に示す資格の保有者であり、業務の履行に当たって、日本語に堪能でなければならない。

## 2. 7 放射線管理責任者

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める場合には、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者から放射線管理責任者を1名選任し、発注者に通知するものとする。
  - ①第1種放射線取扱主任者免状若しくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者又は次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者
    - イ. 国立研究開発法人（旧独立行政法人）日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、放射線基礎課程、旧放射線管理コース、旧

#### RI・放射線初級コース、旧 RI・放射線上級コース

- . 国立研究開発法人量子技術研究開発機構量子医学・医療部門（旧独立行政法人放射線医学総合研究所）が行う放射線防護入門コース、放射線防護のための管理・計測コース、放射線防護のための生命科学コース、放射線規制に関する法令アドバンスコース（旧独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程を含む。）
- △. 日本原子力発電株式会社が行う放射線管理入門コース、旧原子力発電所の放射線管理員養成コース
- △. 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理計測講座
  - △. 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習
  - △. 厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理指導事業」における「管理者教育」

②放射線管理の実務経験が1年以上の者

- (2) 放射線管理責任者は、業務に係る放射線管理を統括し、現場における受注者の使用人等の被ばく線量の測定、保護具類の着用などの放射線関係業務について指導、支援を行うものとする。

#### 2. 8 管理技術者等に対する措置請求

- (1) 発注者は、管理技術者、主任技術者、照査技術者、受注者の使用人等が、業務の実施につき著しく不適当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができるものとする。
- (2) 受注者は、上記の請求があった場合は、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知するものとする。

#### 2. 9 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後に、発注者が指定した様式による契約履行上の書類を、調査社員を経由して発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これによる。

#### 2. 10 テクリスへの登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査社員にメール送信し、調査社員の確認を受けた上で、登録機関への登録に努

めること。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は、8名までとする）。

## 2. 11 打合せ及び記録等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と調査社員は密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び設計図書で定める時期において、主任技術者と調査社員は打合せを行うものとし、その結果について主任技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査社員と協議するものとする。

## 2. 12 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査社員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - ①業務概要
  - ②実施方針
  - ③実施内容
  - ④業務工程
  - ⑤管理技術者、主任技術者、照査技術者、放射線管理責任者の氏名、資格名、資格取得年月日
  - ⑥業務実施体制
  - ⑦再委任等がある場合は、再委任等先の概要、担当する業務内容及び担当技術者
  - ⑧打合せ計画
  - ⑨成果物の内容、部数
  - ⑩使用する主な図書及び基準
  - ⑪個人情報、機密情報の取り扱い
  - ⑫情報セキュリティの確保
  - ⑬安全管理計画（放射線管理含む）
  - ⑭連絡体制（緊急時含む）
  - ⑮その他調査社員が必要に応じて指定する事項
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査社員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 調査社員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 2. 13 関係官公庁等への手続き等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けた場合は、遅滞なくその旨を調査社員に報告し協議するものとする。

## 2. 14 調査に必要な手続き等（土地への立入り等）

- (1) 受注者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、調査社員及び関係者と十分な協議を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能になった場合には、ただちに調査社員に報告し指示を受けなければならぬ。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり関係法令等に基づき必要な手続きが存する場合は、当該手続きは受注者が責任をもって行うものとする。また、業務の実施に伴い使用する用地の補償その他補償に係る費用は受注者の負担によるものとする。

## 2. 15 立入りの手続き

受注者は、調査のため、中間貯蔵施設区域に立入る場合は、所定の申請様式に必要事項等を記載し、必要書類を添付のうえ調査社員に提出し身分証明書及び車両通行証の交付を受け、立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、業務完了等により不要となった身分証明書及び車両通行証は業務完了後直ちに調査社員に返却するものとする。

## 2. 16 立入り範囲

受注者は、調査社員が指定する場所以外には、立入らないものとする。ただし、調査のため調査社員が指定する場所以外に立入らなければならない事由が生じた場合には、事前に調査社員へ連絡し、指示を受けるものとする。

## 2. 17 特殊勤務手当等

業務のうち帰還困難区域で作業する場合、その業務環境の特殊性に鑑み、労務単価に加え、特殊勤務手当を支給する。

- (1) 帰還困難区域における屋外作業については、1人1日当たり6,600円をそれぞれ支払うこととする。なお、1日の作業時間が4時間に満たない場合には、手当に100分の60を乗じた額とする。
- (2) 帰還困難区域における屋内作業については、1人1日当たり1,330円をそれぞれ支払うこととする。
- (3) 特殊勤務手当は作業時間に応じて支給額が異なることから精算変更を行うの

で、業務場所・業務内容・集積線量・手当の額等を管理できる特殊勤務手当管理簿等の記録を提出すること。また、業務完了時に特殊勤務手当が適正に支払われていることが確認できる賃金台帳等を提示すること。

- (4) 特殊勤務手当対象外の作業については、特記仕様書による。
- (5) 業務において作業環境が著しく異なる作業がある場合は、特殊勤務手当について、発注者と受注者で別途協議するものとする。
- (6) 業務に必要な個人線量計等の備品、呼吸用保護具等の消耗品その他必要な物品は、受注者の負担とする。なお、防護服の着用が必要な場合は、受注者の負担で準備すること。
- (7) 業務に伴って発生する廃棄物は、受注者が関係法令に基づき適正に処理することとし、その費用は受注者の負担とする。

## 2. 18 地域との協調

- (1) 受注者は、契約図書の定め又は調査社員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で隨時、調査社員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、調査社員の指示するところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり法令、協定等を遵守し、地域との協調を保ち問題が生じないよう注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には、速やかに調査社員に報告し、その指示を受けるものとする。

## 2. 19 環境物品等の調達

受注者は、契約図書に基づいて業務実施中又は完了時に提出する紙類・納入印刷物及び納入印刷物に付属する文具類（ファイル等）については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）に基づく基本方針の基準によるものとし、当該基準に適合した物品を調達し、使用したことを証する書類を業務完了時に発注者に提出すること。

なお、環境物品等の調達の推進に関する基本方針は環境省ホームページからダウンロードできる。（資料名：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版））また、資材、建設機械等の調達については、国土交通省ホームページからダウンロードできる。（特定調達品目調達ガイドライン（案）（最新版））

## 2. 20 業務の成果物

- (1) 受注者は、業務が完了した場合は、契約図書に示す成果物が契約図書に基づく内容となっているかどうかについて確認し、確認したことを示す記録と成果物を完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、契約図書に定めがある場合又は調査社員の指示する場合で同意した

ときは、履行期間中においても成果物の部分引き渡しを行うものとする。

## 2. 21 関連法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例、協定等を遵守しなければならない。

## 2. 22 検査等

- (1) 受注者は、発注者に対して業務の完了を完了届により通知する時までに、契約図書により義務付けられた書類の整備をすべて完了し、調査社員に提出しておかなければならぬ。
- (2) 調査社員は、業務の検査に当たっては、あらかじめ、管理技術者に対して検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受注者は、検査に必要な書類や成果物等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 検査社員は、調査社員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - ①業務の成果物の検査
  - ②業務管理状況の検査

業務管理状況については、書類、記録及び写真等により行う。

## 2. 23 業務の再委任等

- (1) 受注者は、主たる業務を再委任等してはならない。
- (2) 受注者は、主たる業務以外を再委任等する場合には、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

## 2. 24 著作権等の扱い

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしているにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- (5) 受注者は、業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又（5）にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- (7) 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- (8) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならぬ。

## 2. 25 守秘義務

- (1) 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、業務の結果（業務の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書に記載される者以外には秘密とし、また、業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務の完了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- (6) 受注者は、業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報について、業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、業務の遂行において貸与された情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。

## 2. 26 個人情報の取り扱い

- (1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律第20条の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者

に知らせ、又は業務の遂行以外の目的に使用してはならない。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

- (3) 受注者は、契約による事務を処理するために個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- (4) 受注者は、調査社員の指示又は承諾がある場合を除き、契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- (5) 受注者は、調査社員の指示又は承諾がある場合を除き、契約による事務を処理するために調査社員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受注者は、調査社員の指示又は承諾がある場合を除き、契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委任等してはならない。
- (7) 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、速やかに調査社員に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、調査社員の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 受注者は、契約による事務を処理するために調査社員から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の完了後又は解除後速やかに調査社員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査社員が、廃棄又は消去など別の方法を指示した場合は、当該指示に従うものとする。
- (9) 調査社員は、受注者における個人情報の管理の状況について、調査社員が必要と認める場合は、受注者に対して報告を求め、確認することができるものとする。
- (10) 受注者は、契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- (11) 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は業務の遂行以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## 2. 27 情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、業務の開始時に、当該業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を定めなければならない。
- (2) 受注者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、業務において

受注者が作成する情報については、調査社員の指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 調査社員は、情報セキュリティ対策について、調査社員が必要と認める場合は、受注者に対して報告を求め、確認することができるものとする。
- (4) 受注者は、業務の完了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策の報告書を提出すること。

### 第3章 安全等の確保

#### 3. 1 安全管理

- (1) 受注者は、業務及び交通等の安全に関する諸法令を遵守し、常に交通安全確保をはじめとする業務の安全に留意し、災害の防止を図らなければならない。また、そのために必要な教育や資質の確認を不断に行わなければならない。
- (2) 受注者は、労働災害及び一般公衆の迷惑となる事態が万一発生した場合は、その被害を最小限度にとどめるよう最善を尽くすとともに、必ず調査社員へ報告すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり安全管理計画書を策定し調査社員に提出し、これに従い安全管理を実施するものとする。
- (4) 中間貯蔵施設区域での作業は、以下の各号に該当する準備を行うこと。
  - ①中間貯蔵施設区域においては、水道、電気、ガスなどのインフラが利用不可能な場合もあることから、作業の実施に際しては、必要な準備を行うこと。
  - ②中間貯蔵施設区域においては、救急車、消防車その他緊急車両等の立入りが制限される場合もあるため、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行うこと。
- (5) 受注者は、業務で使用する車両には、ドライブレコーダーを装備すること。
- (6) 受注者は、始業前点呼を行ない、作業員の体調確認（顔色、眠気の有無、応答の声の調子等の確認）を行い作業に支障をきたすおそれがある者は作業させないこと。また、特に車の運転業務に携わる者については、法令に則り酒気帯びの有無等を適切に確認すること。

#### 3. 2 電離放射線管理に関する事項

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり次の規則及びガイドラインを遵守すること。

##### ①規則

- 1. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

- 2. 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）

##### ②ガイドライン

- 1. 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年12月22日付け基発1222第6号）

- ロ. 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成24年6月15日付け基発0615第6号）
  - ハ. 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成25年4月12日付け基発0412第2号）
- (2) 受注者は、上記 3.2 (1) ①イ、ロの放射線業務に関する以下の書類を提出すること。
- ①1 日あたりの個人被ばく線量（ポケット線量計測定値）  
日々の個人被ばく線量を毎日の作業終了後提出すること。またその線量の 1 か月間の集計値を提出すること。
- ②一定期間の個人被ばく線量（ガラスバッジ、ポケット線量計等による評価値）  
1 か月間、四半期間及び 1 年間の個人被ばく線量について、集計後速やかに提出すること。
- ③放射線業務従事者を「除染等業務従事者線量登録管理制度」に登録するため必要な書類  
氏名、被ばく歴、生年月日、特殊健康診断実施期日（法令上必要な場合）、特別教育実施期日等を記載した書類を、指定日までに提出すること。
- ④中央登録センターへの定期線量登録及び記録の引き渡しに必要な書類  
定期線量登録に必要な氏名、中央登録番号、生年月日、四半期被ばく線量等を記載した所定の様式を四半期ごとに、線量等の引き渡しに必要な作業期間中の被ばく線量等を記載した書類及び特殊健康診断結果の写しを提出すること。

### 3. 3 中間貯蔵施設区域からの退域

- (1) 退域時は、従事者及び業務車両の汚染検査（スクリーニング）を行い、異常のないことを確認し、スクリーニング結果を調査社員へ報告すること。
- (2) スクリーニングは、表面汚染密度を測定できる GM 式サーベイメータを用いて行うこと。
- (3) スクリーニングの結果、汚染が確認された場合は直ちに調査社員へ連絡しその指示に従うこと。

### 3. 4 作業災害の防止

受注者は、作業中常に完全な安全装備（保護衣・保護具等）を常備し、これを必要とする作業には、必ず作業員に着用させるものとする。

### 3. 5 盗難及び災害の防止

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり支給品を含む材料、機器、機材、設備等の盗難及び災害防止のための管理を行うとともに、機器、設備等に損傷を与えるおそれがある場合は、安全処置を適切に行うものとする。また、その他発注者が指示する措置を適切に行うものとする。

- (2) 受注者は、業務の実施にあたり発注者が貸与する材料、機器、機材、設備等の善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

### 3. 6 事故・災害発生時の措置

万一事故・災害が発生した場合には、発見者は自ら、あるいは管理技術者又は主任技術者を通じて、直ちに調査社員に通報連絡を行うとともに、速やかに初期活動（人命救助を含む）を行うこと。ただし、自らの安全確保を最優先とすること。

### 3. 7 事故報告書

受注者は、業務中に事故が発生した場合には、直ちに調査社員に通報するとともに、調査社員が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出しなければならない。

## 第4章 補則

### 4. 1 補則

この仕様書の記載事項の解釈に疑義を生じ、又は見解を異にする場合、もしくは定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の間で協議して決定するものとする。

以上

# 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

令和7年12月25日付けで公告のありました中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務（令和8年度）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書4の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 令和 07・08 年度に有効な環境省参加資格（「測量・建設コンサルタント等」における「自然環境共生関係コンサルタント業務」競争参加地域：東北）の資格審査結果通知書の写し、又は令和 07・08 年度の同条件の資格の申請中の申請書の写し。

2. 福島県浜通り地区内に本店（本社）又は営業所等があることを証明する書類。

※浜通り地区内：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（15市町村）

3. 受注等実績表（様式1）

4. 計量証明事業の登録証の写し及び、計量法施行規則第 96 条に基づく計量証明事業者としての報告書の直近 3 カ年分の写しを添付すること。

注)添付資料等は、競争参加資格確認申請書に添付し、1つの PDF にまとめる。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L:

F A X:

E-mail :

※（参考までにお知らせください） 適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号[有]（T ）

（登録済の場合はTで始まる登録番号を記載）

[無]

（無しの場合は[有]に取り消し線を記載）

## 受注等実績表

年度	件名	業務期間	発注者	契約先 (元請・下請)	契約金額 (千円)

(凡例)

## 受注等実績表

年度	件名	業務期間	発注者	契約先 (元請・下請)	契約金額 (千円)
R3	○○分析業務	R3.4.1～ R4.3.31	○○省 ○○事務所	○○○(株) 下請	xx,xxx

令和3年度以降の受注業務のうち、ゲルマニウム半導体測定装置を用いた分析業務に関して元請又は下請含めて1件以上の実績を有していることを証明するものとして、契約書の写し（発注者及び受注者、業務契約、契約金額、業務期間等が明らかになる部分の写し（確認部分の抜粋））を添付すること。（最大3件）

なお、上記契約書の写しで、ゲルマニウム半導体測定装置を用いた分析業務を確認できない場合は、仕様書等で内容を確認できる部分の写しを添付すること。

※業務実績は完了しているものに限る。

## 積 算 參 考 資 料

業務名:中間貯蔵施設区域内における分析等支援業務(令和8年度)

この資料は、入札参加者の適切かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、委託契約書第1条にいう仕様書等ではない。

なお、この資料の有効期限は、この業務の入札日までとする。また、この資料に関する質問は受け付けない。